

世田谷区災害対策条例

平成18年3月14日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の予防及び減災、応急及び復旧並びに復興に係る対策（以下「災害対策」という。）に関し、区長、区民及び事業者（区内で事業活動を行う者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、必要な体制を確立し、災害対策に関する施策の基本的な事項を定めることにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、並びに災害発生後の復興に関する事業を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い「安全・安心のまち世田谷」を築くことを目的とする。

(基本理念)

第2条 区長、区民及び事業者は、次に掲げる考え方に基づき、それぞれの責務及び役割に応じ連携を図ることを基本理念として災害対策に取り組むものとする。

- (1) 区民及び事業者が自己の生命、身体及び財産の安全を自ら確保することをいう自助
- (2) 区民及び事業者が地域において相互に助け合うことをいう共助
- (3) 行政機関が区民等を災害から保護するための事業等を実施することをいう公助

(区長の責務)

第3条 区長は、災害対策に関する施策を策定し、及び災害対策に関する事業を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害発生後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

- 2 区長は、世田谷区地域防災計画（災害対策基本法第42条第1項の規定により世田谷区防災会議が作成するものをいう。）の定めるところにより、災害対策に関する施策を策定し、その推進を図らなければならない。
- 3 区長は、災害対策に関する施策を策定するに当たっては、国、東京都その他関係地方公共団体及び防災関係機関（災害対策基本法第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。以下同じ。）との調整を図るとともに、協力団体、区民及び事業者の意見を聴くよう努めなければならない。
- 4 区長は、災害対策に関する事業を実施するに当たっては、国、東京都その他関係地方公共団体、防災関係機関、協力団体、区民及び事業者との連携に努めなければならない。

(区民の責務)

第4条 区民は、災害に備え、次に掲げる事項について、自ら必要な措置を行うよう努めなければならない。

- (1) 建築物等（建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）その他の工作物で規則で定めるものをいう。以下同じ。）の耐震性及び耐火性の確保
 - (2) 家具の転倒、落下及び移動の防止
 - (3) 出火の防止及び初期消火に必要な用具の備え
 - (4) 暴風等による建築物等及び附帯設備等の損壊、転倒等の防止
 - (5) 豪雨等による建築物への浸水の防止
 - (6) おおむね7日分（少なくとも3日分）の飲料水及び食料の備蓄
 - (7) 避難の経路、場所及び方法についての確認
- 2 区民は、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、地域において相互に協力するとともに、自発的に防災区民組織（災害から地域社会を守るために町会等を基礎として区民が自主的に結成した組織をいう。以下同じ。）に参加する等災害対策に関する活動（以下「災害対策活動」という。）の推進に努めなければならない。
- 3 区民は、災害に強いまちづくりについて理解を深め、区長その他の行政機関が実施する災害対策に関する事業に協力するとともに、自発的に災害対策活動に参加する等災害対策に寄与するよう努めなければならない。

- 4 区民は、災害が発生するおそれがあるとき及び災害発生時においては、自己及び家族の安全の確保に努めなければならない。
- 5 区民は、災害発生後においては、自らの生活の再建に努めるとともに、都市の復興に関して区長その他の行政機関が実施する災害対策に関する事業に協力するよう努めなければならない。

一部改正〔平成29年条例10号〕

(事業者の責務)

第5条 事業者は、区長その他の行政機関が実施する災害対策に関する事業に協力するとともに、その事業活動を行うに当たっては、社会的責任を自覚し、災害を最小限にとどめるため、最大の努力を払わなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に関して災害の拡大を防止するため、事業所の来客、従業員及び事業所の周辺地域における住民並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 3 事業者は、従業員に対し、災害対策に関する知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、災害発生後においては、都市の復興に関して区長その他の行政機関が実施する災害対策に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(災害に強いまちづくりの推進)

第6条 区長は、災害に強いまちづくりを推進するため、密集した市街地の改善、狭あいな道路の拡幅及び整備等を行うとともに、建築物等の災害に対する安全性を向上させるための適切な指導、啓発及び支援を行い、並びに消防水利の確保を図るよう努めなければならない。

(公共施設等の安全の確保)

第7条 区長は、その所有し、又は管理する建築物、道路、公園、橋りょうその他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性、耐火性等を強化し、それらの安全の確保に努めなければならない。

(窓ガラス等の落下等防止)

第8条 区長、区民及び事業者は、その所有し、又は管理する建築物等について、地震又は強風により、窓ガラス、外壁等が破損し、飛散し、又は落下することがないよう安全の確保に努めなければならない。

一部改正〔平成29年条例10号〕

(風水害対策)

第9条 区長は、台風、集中豪雨等による水害、土砂災害等の被害を未然に防ぎ、又は被害を最小限にとどめるため、水防に関する体制を確立し、その対策を講じなければならない。

一部改正〔平成29年条例10号〕

(防災教育及び普及啓発)

第10条 区長は、防災教育の充実に努めるとともに、家具の転倒、落下及び移動の防止、出火の防止その他の区民が自ら備えておくべき災害対策に関する啓発を積極的に実施し、区民の災害対策に関する知識の向上及び意識の高揚に努めなければならない。

- 2 区長は、区民及び事業者に対し、区民及び事業者の事前の災害対策に役立つよう災害危険情報その他の防災に関する情報の提供に努めなければならない。

一部改正〔平成29年条例10号〕

(防災活動団体への支援)

第11条 区長は、防災区民組織等地域で自主的に災害対策活動を行う団体（以下「防災活動団体」という。）に対し必要な支援を行うことができる。

(防災訓練等)

第12条 区長は、東京都、防災関係機関及び協力団体と連携を図り、防災訓練を積極的に行わなければならない。

- 2 区長は、職員に対し、災害対策に必要な研修を受けさせ、職員の災害対策活動に関する知識及び技術の向上に努めなければならない。
- 3 区長は、防災活動団体が防災訓練等を実施する場合は、東京都、防災関係機関及び協力団体と連携を図り、必要な支援を行う等区民の災害対策活動に関する知識及び技術の向上に努めなければならない。

(助けあいネットワークの育成)

第13条 区長は、災害発生時に防災活動団体が効果的な活動を行うことのできる環境を整備するため、助けあいネットワーク（地域社会における区民相互の協力及び救援体制をいう。）の育成に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（特に配慮を要する者に対する施策等）

第14条 区長は、高齢者、障害者、外国人その他の災害発生時に特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する施策を推進するよう努めなければならない。

- 2 区民及び事業者は、災害発生時に要配慮者の避難及び避難生活を支援するため、日頃から要配慮者と連携を図り、支援の方法等について必要な協力体制を確保するよう努めるものとする。

一部改正〔平成29年条例10号〕

（帰宅困難者対策等）

第15条 区長は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づき、東京都、近接の区市、事業者、防災関係機関、協力団体等と連携し、大規模な災害が発生した場合における帰宅困難者（事業所、教育機関、商業施設等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）及び駅前滞留者（特定の駅周辺に滞留する者をいう。）による混乱、事故の発生等を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 区民は、大規模な災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急に連絡をすることを要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。
- 3 事業者、教育機関及び保育その他の子育てを行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模な災害が発生したときは、その設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、従業員、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

全部改正〔平成29年条例10号〕

（災害応急体制の整備）

第16条 区長は、災害発生時における避難及び応急活動を円滑に行うため、次に掲げる事項について、国、東京都、防災関係機関、防災区民組織及び協力団体と連携し、あらかじめ必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- （1）救出用及び救助用の資材及び機器の整備に関すること。
- （2）飲料水、食料その他避難生活に必要な資材及び機器の備蓄等に関すること。
- （3）情報収集及び連絡体制の整備に関すること。
- （4）緊急輸送に関すること。
- （5）避難場所に関すること。
- （6）道路上の障害物の除去に関すること。
- （7）医療救護に関すること。
- （8）ごみ、し尿及びがれきの処理に関すること。
- （9）他の区市町村、協力団体及び事業者との相互協力に関すること。

（避難所の運営に係る協力体制）

第17条 区長は、避難所（災害により家屋の倒壊、焼失等の被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する施設をいう。以下同じ。）の運営に関し、あらかじめ避難所となる施設の責任者及び関係者、地域住民、防災区民組織、協力団体、防災関係機関、事業者等と連携を図り、災害発生時の避難所の運営に係る協力体制を構築するよう努めなければならない。

（災害発生時の応急活動等）

第18条 区長、区民及び事業者は、災害発生時において、区民の生命及び身体の安全を確保するため、相互に連携し、避難誘導、負傷者の救出及び救護、避難所の運営等の応急活動並びに復旧活動を行うよう努めなければならない。

（ボランティアへの支援）

第19条 区長は、関係団体と連携してボランティアの受入体制の確保を図るとともに、災害発生時において、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、災害対応に必要な資材及び機器並びに活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

一部改正〔平成29年条例10号〕

(大規模災害の被災地への支援)

第20条 区長は、他の区市町村において大規模な災害が発生した場合、相互協力の理念に基づき、当該区市町村に対し、防災備蓄物資の提供その他必要な支援を行うことができる。

(復興対策)

第21条 区長は、区内で災害により重大な被害が発生したときは、区民生活の再建及び安定を図るため、国、東京都その他関係地方公共団体、防災関係機関及び協力団体と連携し、その復興に努めなければならない。

2 区長は、復興を計画的、迅速かつ円滑に推進するため、区民生活の再建及び安定のための復興に係る総合的な方針を策定し、この方針に従って復興に関する事業を推進するものとする。

3 区長は、前項に規定する復興に関する事業を推進するために必要があると認めるときは、世田谷区災害復興本部を設置するものとする。

(市街地復興)

第22条 区長は、区内で災害により市街地が大規模な被害を受けたときは、その復興に際し、東京都その他関係地方公共団体と連携を図りつつ、世田谷区都市整備方針（世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第8条第1項の都市整備方針をいう。以下同じ。）に定める都市整備の基本方針に基づき世田谷区復興まちづくり方針（都市の復興の理念及び被災した都市基盤施設等の復興に関する基本的な方針をいう。以下同じ。）を、世田谷区都市整備方針に定める地域整備方針及び地区計画等（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）に基づき地域別復興まちづくり方針（市街地復興の対象区域に関する基本的な方針をいう。以下同じ。）を、被害状況を踏まえて速やかに策定し、これらを区民及び事業者に公表するとともに、世田谷区復興まちづくり方針及び地域別復興まちづくり方針に基づき市街地の復興に関する事業（以下「市街地復興事業」という。）を推進し、その他必要な施策を実施しなければならない。

一部改正〔令和5年条例67号〕

(市街地復興の対象区域の指定)

第23条 区長は、市街地復興事業を推進するため、災害発生前の市街地の特性及び災害発生後の被害状況に応じて、次に掲げる地区を市街地復興の対象区域として指定することができる。

(1) 市街地改造予定地区（災害により、建築物等の集中的倒壊若しくは大規模な焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を受け、市街地復興のための建築物等の更新（災害に強いまちづくりを推進するために耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、改築、又は増築を行うことをいう。）及び都市基盤施設の整備（以下「都市基盤施設の整備等」という。）により、市街地の抜本的な改造を予定する地区をいう。以下同じ。）

(2) 市街地修復予定地区（災害により、相当数の建築物等の倒壊若しくは焼失又は都市基盤施設の損壊等の甚大な被害を受け、都市基盤施設の整備等による市街地の部分的な改造又は区の支援等による被災者の自力再建のいずれかの修復的な改善を予定する地区をいう。以下同じ。）

2 前項の規定による指定の基準は、規則で定める。

3 区長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

一部改正〔令和5年条例67号〕

(市街地復興の対象区域の指定の変更)

第24条 区長は、市街地復興事業の進行状況を考慮し、必要があると認めるときは、前条第1項の規定により指定された地区について、同項各号に掲げる地区の区分の変更をすることができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

一部改正〔令和5年条例67号〕

(世田谷区復興まちづくり計画及び地域別復興まちづくり計画の策定)

第25条 区長は、東京都都市復興基本計画（東京都が定める市街地復興に関する基本的な計画をいう。）との整合を図り、世田谷区復興まちづくり方針に基づき世田谷区復興まちづくり計画（区内の主要な施設及び土地の利用等の都市計画の方針を定める計画をいう。以下同じ。）を、地域別復興まちづくり方針に基づき地域別復興まちづくり計画（市街地復興の対

象区域の復興の施策を定める計画をいう。以下同じ。)を速やかに策定し、これを区民及び事業者公表するものとする。

- 2 区長は、世田谷区復興まちづくり計画及び地域別復興まちづくり計画の策定に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔令和5年条例67号〕

(市街地復興事業の推進)

第26条 区長は、市街地改造予定地区において、地域別復興まちづくり計画に基づき、土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業をいう。)、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業をいう。))等の市街地の抜本的な改造を行う事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 区長は、市街地修復予定地区において、地域別復興まちづくり計画に基づき、市街地の部分的な改造又は区の支援等による被災者の自力再建の修復的な改善を行う事業の施行、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 区長は、市街地復興事業の推進に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 4 区長は、区長以外の者が市街地復興事業を行う場合において、その者に対し必要に応じ、地域別復興まちづくり計画に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。

一部改正〔令和5年条例67号〕

(被災市街地復興推進地域)

第27条 区長は、市街地復興の対象区域において、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築を制限する必要がある区域については、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の規定により、都市計画(都市計画法第4条第1項に規定する都市計画をいう。)に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

一部改正〔令和5年条例67号〕

(建築行為の届出)

第28条 市街地復興の対象区域(前条の規定により被災市街地復興推進地域を定めた区域を除く。)において、建築物等の建築(建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。以下同じ。)をしようとする建築主(同条第16号に規定する建築主をいう。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を区長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる建築物等については、この限りでない。

- (1) 災害により必要な応急措置として建築するもので規則で定めるもの

- (2) 国、地方公共団体等が災害復興事業として建築するもの

- (3) 都市計画事業(都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業をいう。)として建築するもの又はこれに準ずる行為として規則で定めるもの

- (4) 既存の建築物の敷地内において建築する車庫、物置その他これらに類する附属建築物(階数が2以下であり、かつ、地階(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第2号に規定する地階をいう。)を有しない木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造のものに限る。))

- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に市街地復興事業の推進に支障がないと認める建築物等

- 2 前項の規定は、第23条第1項の規定による市街地復興の対象区域の指定の日から起算して2年を経過する日までに建築物等の建築をしようとする建築主に適用する。

一部改正〔令和5年条例67号〕

(復興に係る情報の提供及び協議)

第29条 区長は、前条第1項の規定による届出があった場合は、当該届出を行った建築主に対し、災害に強いまちづくりを推進するために、必要に応じて建築物等の耐震性及び耐火性を高めるための情報の提供に努めなければならない。

- 2 区長は、前条第1項の規定による届出に関して、当該届出を行った建築主と災害に強いまちづくりを推進するための協議を行うことができる。

(地域協働復興の活動支援)

第30条 区長は、地域協働復興（被災後において、区民が相互に協力し、事業者、関係する団体等との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。）に関する活動を促進するとともに、復興区民組織（地域協働復興に関する活動を行う組織をいう。）に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。

追加〔令和5年条例67号〕

（委任）

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔令和5年条例67号〕

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月7日条例第10号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月11日条例第67号）

この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第22条から第27条までの改正規定並びに第28条第1項各号列記以外の部分及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

世田谷区災害対策条例施行規則

平成18年3月31日規則第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区災害対策条例（平成18年3月世田谷区条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める工作物は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項に規定する工作物とする。

(復興地区区分指定基準)

第3条 条例第23条第2項に規定する規則で定める市街地復興の対象区域に係る指定の基準は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、東京都防災都市づくり推進計画（東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第13条第1項に規定する計画をいう。）の整備計画における整備地域内又は重点整備地域内に市街地修復予定地区（基盤整備済み地区であって中被害地区であるもの及び基盤未整備地区又は基盤整備済み地区であって小被害地区であるものを除く。）が存するときは、当該市街地修復予定地区を市街地改造予定地区とする。

3 第1項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる区域内に市街地修復予定地区が存するときは、当該市街地修復予定地区を市街地改造予定地区とすることができる。

(1) 東京都都市計画区域マスタープラン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2の規定により東京都が定めた方針をいう。）に則した計画がある区域

(2) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条の3第1項の規定に基づき定められた都市再開発の方針における再開発促進地区

(3) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設のうち、道路、公園等の基幹的施設が未整備の区域

(4) 東京都住宅マスタープラン（東京都住宅基本条例（平成18年東京都条例第165号）第17条に規定する計画をいう。）における重点供給地域

(5) 世田谷区都市整備方針（世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第8条第1項の都市整備方針をいう。）に則した計画がある地区

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めた地区

一部改正〔令和5年規則106号〕

(建築行為の届出)

第4条 条例第28条第1項に規定する建築行為の届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認の申請をしようとする日の30日前までに、建築行為届出書（建築物・工作物）（第1号様式）により行わなければならない。

一部改正〔令和5年規則106号〕

(地域復興協議会の認証)

第5条 区長は、地域協働復興（条例第30条に規定する地域協働復興をいう。以下同じ。）に関する活動を促進することにより地域社会の復興を効果的に推進するため、次に掲げる要件を満たす復興区民組織（同条に規定する復興区民組織をいう。以下同じ。）を、地域復興協議会として認証することができる。

(1) その活動を行う区域（以下「協働復興区」という。）を明示していること。

(2) 主たる構成員が協働復興区内の区民及び事業者（以下「区民等」という。）であること。

(3) 復興区民組織の名称、目的、代表者、事務所の所在地、協働復興区その他必要な事項を記載した規約（以下「規約」という。）を定めていること。

(4) 地域復興協議会の設立が、協働復興区内の区民等の多数の支持を得ていると認められること。

(5) 協働復興区内の区民等の自主的参加の機会が、規約において保障されていること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

2 地域復興協議会として認証を受けようとする復興区民組織は、次に掲げる書類を添付して、地域復興協議会認証申請書（第2号様式）を区長に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる書類を添付する場合は、第5号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 主たる構成員の名簿
- (2) 協働復興区の区域図
- (3) 規約の写し
- (4) 活動実績に関する書類（従前の活動がある場合に限る。）
- (5) 協働復興区内の区民等の支持を明らかにする書類

3 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、地域復興協議会として認証することが適当と認めたときは地域復興協議会認証通知書（第3号様式）により、適当でないと認めたときは地域復興協議会不認証通知書（第4号様式）により、当該復興区民組織の代表者に通知するものとする。

4 区長は、前項の規定による認証を行うに当たり、条件を付することができるものとする。

5 区長は、第3項の規定による認証を行った場合は、当該認証を受けた復興区民組織の名称、目的、代表者、事務所の所在地及び協働復興区を公表するものとする。

追加〔令和5年規則106号〕

（地域復興協議会による区長への提案）

第6条 地域復興協議会は、地域協働復興に関する活動を通じて、次に掲げる事項について検討し、区長に提案することができる。

- (1) 協働復興区内に係る復興まちづくり計画の案の策定に関すること。
- (2) 協働復興区内における市街地復興事業の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域協働復興に関すること。

追加〔令和5年規則106号〕

（地域復興協議会に対する支援）

第7条 地域復興協議会は、地域協働復興に関する活動に対して、区長に必要な支援を求めることができる。

2 区長は、地域復興協議会の活動が円滑に行われるよう、地域復興協議会に対し、情報の提供、専門家の派遣その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

追加〔令和5年規則106号〕

（規約の変更）

第8条 地域復興協議会は、規約を変更しようとするときは、区長の承認を受けなければならない。

2 第5条第5項の規定は、前項の規定による承認について準用する。

追加〔令和5年規則106号〕

（地域復興協議会の認証の取消し）

第9条 区長は、地域復興協議会が第5条第1項各号に掲げるいずれかの要件を欠いたときは、同条第3項の規定による認証を取り消すことができる。

2 第5条第5項の規定は、前項の規定による認証の取消しについて準用する。

追加〔令和5年規則106号〕

（市街地復興の対象区域における地域復興協議会設立に関する助言）

第10条 区長は、条例第23条第1項に規定する市街地復興の対象区域の指定を行ったときは、当該市街地復興の対象区域の区民等又は復興区民組織に対し、地域復興協議会の設立、地域復興協議会への参加その他必要と認める事項について助言することができる。

追加〔令和5年規則106号〕

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月11日規則第106号）

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

別表（第3条関係）

市街地改造 予定地区	基盤未整備地区であって、大被害地区であるもの
市街地修復 予定地区	基盤整備済み地区であって、大被害地区であるもの 基盤未整備地区又は基盤整備済み地区であって、中被害地区であるもの 基盤未整備地区又は基盤整備済み地区であって、小被害地区であるもの

備考

- 1 「基盤未整備地区」とは、2に規定する基盤整備済み地区に該当しない区域をいう。
- 2 「基盤整備済み地区」とは、区長が基盤の整備済みと認めた区域をいう。
- 3 「大被害地区」とは、被害度（一の街区における全家屋棟数に占める建替えが想定される家屋の棟数の割合の百分比をいう。以下同じ。）がおおむね80パーセント以上である街区が連なり、かつ、被害のあった面積がおおむね1ヘクタール以上である区域をいう。
- 4 「中被害地区」とは、被害度がおおむね50パーセント以上80パーセント未満である街区が連なり、かつ、当該面積がおおむね1ヘクタール以上である区域をいう。
- 5 「小被害地区」とは、被害度がおおむね50パーセント未満の部分的な被害が見られる街区が連なり、かつ、当該面積がおおむね1ヘクタール以上である区域をいう。

一部改正〔令和5年規則106号〕

（略様式）

世田谷区防災会議条例

昭和38年7月2日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき世田谷区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

一部改正〔平成12年条例36号〕

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 世田谷区地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

一部改正〔平成24年条例40号〕

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長および委員をもって組織する。

- 2 会長は、区長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 東京都知事の部内の職員のうちから区長が任命する者
 - (2) 警視庁の警察官のうちから区長が任命する者
 - (3) 東京消防庁の消防吏員のうちから区長が任命する者
 - (4) 消防団長で区長が任命する者
 - (5) 指定地方行政機関の職員のうちから区長が任命する者
 - (6) 陸上自衛隊の隊員のうちから区長が任命する者
 - (7) 区長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (8) 区の教育委員会教育長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから区長が任命する者
 - (10) 区内の公共的団体の役員又は職員のうちから区長が任命する者
 - (11) 区議会議員のうちから区長が任命する者
 - (12) 世田谷区区民防災会議の委員のうちから区長が任命する者
 - (13) 区民のうちから区長が任命する者
 - (14) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のうちから区長が任命する者
- 6 前項の委員の総数は、80人以内とする。
- 7 第5項第10号から第14号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

一部改正〔昭和46年条例9号・47年9号・49年18号・平成12年36号・19年47号・24年40号〕

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、前条第5項に掲げる機関の役員又は職員、東京都の職員、区の職員及び学識経験者のうちから、区長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成12年条例36号〕

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(略)

附 則 (平成24年10月2日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区防災会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、世田谷区防災会議条例（昭和38年7月世田谷区条例第12号）第6条の規定に基づき、世田谷区防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項および理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所および議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。

4 前項の通知を受ける委員が事故のため出席できないときは代理を出席させることができる。

(議事手続)

第3条 会議の議事は、会長が主宰する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で、これを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(会議の記録)

第4条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、つぎの事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 出席した委員の職名および氏名
- (3) 議事の件名および概要ならびに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

(委任)

第5条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第6条 専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。

(事務担当者)

第7条 会議には、委員のほか事務担当者を出席させることができる。

(部会)

第8条 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、昭和38年8月22日から施行する。

世田谷区災害対策協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 災害時における区、区内の警察署、消防署及び自衛隊の機関、(以下「防災関係機関」という。)の緊密な連携を確保し、情報の共有化を図り、緊急事態への対応などについて協議を行うことを目的として、世田谷区災害対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 災害時の協力に関すること。
- (2) 災害時の役割分担に関すること。
- (3) 前各号のほか、災害時の防災関係機関の連携等に関すること。

(構成)

第 3 条 協議会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(運営)

第 4 条 区長は、協議会を招集し、会議を主催する。

- 2 区長に事故があるときは、危機管理監が、危機管理監にも事故があるときは、危機管理部を担当する副区長が、危機管理部を担当する副区長にも事故があるときは他の副区長がその職務を代行する。
- 3 委員が出席することができないときは、代理者が出席することができる。
- 4 区長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させることができる。
- 5 区長は、必要があると認めるときは、事務局会議を設けることができる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、危機管理部災害対策課において処理する。

(略)

附 則 (令和 5 年 11 月 1 日 5 世災対第 300 号)

この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

自衛隊中央病院長	成城警察署長	世田谷総合支所長
陸上自衛隊衛生学校長	世田谷消防署長	北沢総合支所長
陸上自衛隊関東補給処用賀支処長	玉川消防署長	玉川総合支所長
陸上自衛隊第 1 普通科連隊重迫撃砲中隊長	成城消防署長	砧総合支所長
世田谷警察署長	日本赤十字社東京都支部事務局長	烏山総合支所長
北沢警察署長	区長	危機管理部長
玉川警察署長	副区長	危機管理監

災害対策基本法（抜粋）

昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号

（目的）

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- 三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
- イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関
- ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
- ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
- ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
- 四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 五 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 六 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局（第八十二条第一項において「港務局」という。）、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
- 七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。
- 八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。
- 九 防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十五条第六項第二号、第二十八条第二項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成す

る防災に関する計画をいう。

十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ 都道府県相互間地域防災計画 二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ 市町村相互間地域防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

(基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並

びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(地方公共団体相互の協力)

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)

第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 災害及び災害の防止に関する科学研究とその成果の実現に関する事項

二 治山、治水その他の国土の保全に関する事項

三 建物の不燃堅牢ろう化その他都市の防災構造の改善に関する事項

四 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項

五 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項

六 災害の予報及び警報の改善に関する事項

七 地震予知情報（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第三号の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項

八 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項

九 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協

力に関する事項

十 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項

十一 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項

十二 地方公共団体の相互応援、第六十一条の四第三項に規定する広域避難及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

十四 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項

十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項

十六 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項

十七 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項

十八 防災上必要な教育及び訓練に関する事項

十九 防災思想の普及に関する事項

（市町村防災会議）

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（市町村災害対策本部）

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

る。

7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

（職員の派遣の要請）

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

（職員の派遣のあつせん）

第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

（職員の派遣義務）

第三十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

（派遣職員の身分取扱い）

第三十二条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体そ

の他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

（市町村相互間地域防災計画）

第四十四条 市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村相互間地域防災計画は、第四十二条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。

3 第四十二条第四項から第六項までの規定は、市町村相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

（地域防災計画の実施の推進のための要請等）

第四十五条 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、地域防災計画の的確

かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、これらの者が当該防災計画に基づき処理すべき事務又は業務について、それぞれ、必要な要請、勧告又は指示をすることができる。

- 2 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、それぞれ、地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(災害予防及びその実施責任)

第四十六条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

- 一 防災に関する組織の整備に関する事項
- 二 防災に関する教育及び訓練に関する事項
- 三 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
- 四 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- 五 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
- 六 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

(防災に関する組織の整備義務)

第四十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この章において「災害予防責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。

(防災教育の実施)

第四十七条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。

- 2 災害予防責任者は、前項の防災教育を行おうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災訓練義務)

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

- 2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。

4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第四十九条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)

第四十九条の三 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。）の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定緊急避難場所の指定)

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。

3 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定避難所の指定)

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2 第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の七第一項」と、前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、前項において準用する第四十九条の四第三項又は前条第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必

要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（災害応急対策及びその実施責任）

第五十条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 八 緊急輸送の確保に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(情報の収集及び伝達等)

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報をいう。）の活用に努めなければならない。

3 災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。

(被害状況等の報告)

第五十三条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあっては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。

2 都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(警報の伝達等のための通信設備の優先利用等)

第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

(市町村長の出動命令等)

第五十八条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員（当該市町村の職員である者を除く。）、警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

(市町村長の事前措置等)

第五十九条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下この項、第六十四条及び第六十六条において「警察署長等」という。）は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつた

ときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(警察官等の避難の指示)

第六十一条 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

3 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(市町村の応急措置)

第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦ぎよし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。

2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権

を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

- 3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

- 4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

（応急公用負担等）

第六十四条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

- 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

- 3 市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

- 4 市町村長は、第二項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- 5 前三項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

- 6 第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項後段の規定により保管した工作物等（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。

- 7 前条第二項の規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。

- 8 第一項及び第二項前段の規定は、市町村長その他第一項又は第二項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項又は第二項前段に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

- 9 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第七項において準用する前条第二項又は前項において準用する第二項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第八条に規定する部隊等の長（以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならない。この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。

- 10 前項の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、第三項から第六項までの規定の例によるものとする。ただし、第三項の規定の例により公示した日から起算して六月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあつては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国

に、それぞれ帰属するものとする。

第六十五条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 第六十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(災害派遣の要請の要求等)

第六十八条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(内閣総理大臣による応援の要求等)

第七十四条の三 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項、第七十四条第一項若しくは前条第一項の規定による要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生し又は発生するおそれがある都道府県の知事（以下この条において「災害発生都道府県知事」という。）又は災害発生市町村長を応援することを求めるよう求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要求があつた場合において、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

3 内閣総理大臣は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であつて、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、第一項の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生

市町村長を応援することを求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該災害発生都道府県知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

- 4 災害発生都道府県知事以外の都道府県知事は、前二項の規定による内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。
- 5 第二項又は第三項の規定による内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける都道府県知事の指揮の下に行動するものとする。
- 6 第四項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(災害時における交通の規制等)

第七十六条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

- 2 前項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条第四項及び第七十六条の三第一項において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

(災害時における車両の移動等)

第七十六条の六 第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等（以下この条において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第三項第三号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

- 3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

- 一 第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合
- 二 道路管理者等が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合
- 三 道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合
- 4 道路管理者等は、第一項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

- 5 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、会社管理高速道路の道路管理者に代わつて、第一項から前項までの規定による権限を行うものとする。

- 6 機構は、前項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。
- 7 機構は、第五項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行ふ権限に係る事務の一部を会社に委託しようとするときは、その委託する事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかなければならない。
- 8 地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わつて、第一項から第四項までの規定による権限を行ふものとする。
- 9 第五項の規定により機構が会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行ふ権限は、道路整備特別措置法第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行ふことができるものとする。前項の規定により地方道路公社が公社管理道路の道路管理者に代わつて行ふ権限についても、同様とする。

(公用令書の交付)

第八十一条 第七十一条又は第七十八条第一項の規定による処分については、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、それぞれ公用令書を交付して行なわなければならない。

2 前項の公用令書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 当該処分の根拠となつた法律の規定
- 三 従事命令にあつては従事すべき業務、場所及び期間、保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、施設等の管理、使用又は収用にあつては管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

3 前二項に規定するもののほか、公用令書の様式その他公用令書について必要な事項は、政令で定める。

(損失補償等)

第八十二条 国又は地方公共団体（港務局を含む。）は、第六十四条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）、同条第七項において同条第一項の場合について準用する第六十三条第二項、第七十一条、第七十六条の三第二項後段（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第七十六条の六第三項後段若しくは第四項又は第七十八条第一項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 機構又は地方道路公社は、第七十六条の六第五項又は第八項の規定により同条第三項後段又は第四項の規定による処分が行われたときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

(応急措置の業務に従事した者に対する損害補償)

第八十四条 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第六十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第二項において準用する第六十三条第二項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(災害復旧の実施責任)

第八十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

ない。

(災害復旧事業費の決定)

第八十八条 国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業について当該事業に関する主務大臣が行う災害復旧事業費の決定は、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、適正かつ速やかにしなければならない。

2 前項の規定による災害復旧事業費を決定するに当たっては、当該事業に関する主務大臣は、再度災害の防止のため災害復旧事業と併せて施行することを必要とする施設の新設又は改良に関する事業が円滑に実施されるように十分な配慮をしなければならない。

(防災会議への報告)

第八十九条 災害復旧事業に関する主務大臣は、災害復旧事業費の決定を行つたとき、又は災害復旧事業の実施に関する基準を定めたときは、政令で定めるところにより、それらの概要を中央防災会議に報告しなければならない。

(災害予防等に要する費用の負担)

第九十一条 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、災害予防及び災害応急対策に要する費用その他この法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。

(指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担)

第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の四の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、国又は当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。

(市町村が実施する応急措置に要する経費の都道府県の負担)

第九十三条 第七十二条第一項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、当該指示又は応援を受けた市町村長の統轄する市町村に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、次条の規定により国がその一部を負担する費用を除き、政令で定めるところにより、当該都道府県知事の統轄する都道府県がその全部又は一部を負担する。

2 前項の場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、前項の費用を一時繰替え支弁させることができる。

(災害応急対策に要する費用に対する国の負担又は補助)

第九十四条 災害応急対策に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

(災害復旧事業費等に対する国の負担及び補助)

第九十六条 災害復旧事業その他災害に関連して行なわれる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

(激甚じん災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等)

第九十七条 政府は、著しく激甚じんである災害（以下「激甚じん災害」という。）が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚じん災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

(特別区についてのこの法律の適用)

第一百条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行す

る。

(略)

附 則 (令和五年六月一六日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

災害対策基本法施行令（抜粋）

昭和三十七年七月九日政令第二百八十八号

（職員の派遣の要請手続）

第十五条 都道府県知事若しくは都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）又は市町村長若しくは市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、法第二十九条第一項又は第二項の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関（同条第一項に規定する指定公共機関をいう。以下この章において同じ。）の職員の派遣を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもつてこれをしなければならない。

- 一 派遣を要請する理由
- 二 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 三 派遣を必要とする期間
- 四 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 五 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

（職員の派遣のあっせんの要求手続）

第十六条 都道府県知事等又は市町村長等は、法第三十条第一項又は第二項の規定により内閣総理大臣又は都道府県知事に対し職員の派遣についてあっせんを求めようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもつてこれをしなければならない。

- 一 派遣のあっせんを求める理由
- 二 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- 三 派遣を必要とする期間
- 四 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 五 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

（派遣職員の給与等）

第十八条 派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二条第一項の通勤手当、同法第十二条の二第一項及び第三項の単身赴任手当、同法第十二条の三第一項の在宅勤務等手当、同法第十三条第一項の特殊勤務手当、同法第十六条第一項の超過勤務手当、同法第十七条の休日給、同法第十八条の夜勤手当、同法第十九条の二第一項及び第二項の宿日直手当、同法第十九条の三第一項の管理職員特別勤務手当並びに国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第三条第一項の旅費又は国若しくは指定公共機関の職員に対して支給されるべきこれらに相当するものの支給を受けることができない。

8 国又は指定公共機関が派遣職員に対して支給した一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項の俸給、同法第十条の二第一項の俸給の特別調整額、同法第十条の三第一項の本府省業務調整手当、同法第十条の四第一項及び第二項の初任給調整手当、同法第十条の五第一項の専門スタッフ職調整手当、同法第十一条第一項の扶養手当、同法第十一条の三から第十一条の七までの地域手当、同法第十一条の八第一項及び第三項の広域異動手当、同法第十一条の九第一項の研究員調整手当、同法第十一条の十第一項の住居手当、同法第十三条の二第一項の特地勤務手当、同法第十四条第一項及び第二項の特地勤務手当に準ずる手当、同法第十九条の四第一項

の期末手当並びに同法第十九条の七第一項の勤勉手当の支給額、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条の寒冷地手当の支給額並びに国家公務員災害補償法第九条各号に規定する公務災害補償に要する費用又はこれらに相当するもの並びに国又は指定公共機関が負担した国家公務員共済組合法第九十九条第二項第一号から第三号までに規定する負担金及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の保険料のうち派遣職員に係る額については、派遣を受けた都道府県又は市町村がこれを負担するものとする。

（防災訓練のための交通の禁止又は制限の手続）

第二十条の二 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第四十八条第二項の規定により歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等（区域又は道路の区間をいう。第四項及び第三十二条において同じ。）及び期間を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

- 2 前項の規定による交通の禁止又は制限を行う場合において、必要があると認めるときは、公安委員会は、適当な回り道を明示して一般の交通に支障のないようにしなければならない。
- 3 公安委員会は、法第四十八条第二項の規定により歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、あらかじめ当該道路の管理者の意見を聴かななければならない。
- 4 公安委員会は、法第四十八条第二項の規定により歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、あらかじめ関係公安委員会に禁止又は制限の対象、区域等及び期間を通知しなければならない。
- 5 公安委員会は、法第四十八条第二項の規定により歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめその禁止又は制限に関する広報を行わなければならない。

（被害状況等の報告）

第二十一条 法第五十三条第一項から第四項までに規定する災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の各号に掲げる事項について、内閣府令で定めるところにより、行なうものとする。

- 一 災害の原因
- 二 災害が発生した日時
- 三 災害が発生した場所又は地域
- 四 被害の程度
- 五 災害に対しとられた措置
- 六 その他必要な事項

（通信設備の優先利用等）

第二十二条 都道府県知事又は市町村長は、法第五十七条（法第六十一条の三において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくは次条に規定する事業活動を行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めるときは、あらかじめ電気通信役務を提供する者、有線電気通信法（昭和二十八年法律第

九十六号) 第三条第四項第四号に掲げる者、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は次条に規定する事業活動を行う者と協議して定めた手続により、これを行わなければならない。

(応急公用負担の手続)

第二十四条 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは自衛隊法第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官は、法第六十四条第一項(同条第八項において準用する場合を含む。)又は同条第七項において準用する法第六十三条第二項の規定により他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件(以下この条において「土地建物等」という。)の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者(以下この条において「占有者等」という。)に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な事項(以下この条において「名称又は種類等」という。)を通知しなければならない。この場合において、当該土地建物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該土地建物等の名称又は種類等を、当該市町村の事務所又は当該土地建物等の所在した場所を管轄する警察署若しくは管区海上保安本部の事務所で内閣府令で定めるもの若しくは当該土地建物等の所在した場所の直近にある自衛隊法第八条に規定する部隊等の長(内閣府令で定める者に限る。)の勤務官署に掲示しなければならない。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第二十五条 法第六十四条第三項の政令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 保管した工作物又は物件(以下この条から第二十七条まで及び第三十条において「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時
- 三 その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前各号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第二十六条 法第六十四条第三項の規定による公示は、次の各号に掲げる方法により行なわなければならない。

- 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該市町村の事務所に掲示すること。
- 二 前号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、所有者その他その工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市町村の公報又は新聞紙に掲載すること。

2 市町村長は、前項に規定する方法による公示を行なうとともに、保管工作物等一覧簿を当該市町村の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(災害時における交通の規制の手続等)

第三十二条 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間(期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。)を記載した内閣

府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

2 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該道路の管理者に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。

3 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限したときは、速やかに、関係公安委員会に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。

第三十二条の二 法第七十六条第一項の政令で定める車両は、次に掲げるもの（第二号に掲げる車両にあつては、次条第四項の規定により当該車両についての同条第一項の確認に係る標章が掲示されているものに限る。）とする。

一 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項の緊急自動車

二 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（前号に該当するものを除く。）

第三十三条 都道府県知事又は公安委員会は、前条第二号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第五十条第二項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前においても行うことができる。

3 第一項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。

4 前項の標章を掲示するときは、当該車両の前面の見やすい箇所にこれをするものとし、同項の証明書を当該車両に備え付けるものとする。

5 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条第一項の規定による確認は第一項の規定による確認と、同条第三項の規定により交付された標章及び証明書は第三項の規定により交付された標章及び証明書とみなす。

（実費弁償の基準）

第三十五条 法第八十二条第二項の政令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第四条第一号から第四号までに掲げる医師その他の者（以下この条において「医師等」という。）に対しては、応急措置の業務（以下この条において「業務」という。）に従事した時間に応じ、手当を支給するものとする。

二 前号の手当の支給額は、当該業務に係る従事命令を発した都道府県知事の統轄する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した医師等に相当するものの給与を考慮して定めるものと

する。

三 医師等が、一日につき八時間を超えて業務に従事したときは、第一号の規定にかかわらず、その八時間を超える時間につき割増手当を、業務に従事するため一時その住所又は居所を離れて旅行するときは、旅費を、それぞれ支給するものとする。

四 前号の割増手当又は旅費の支給額は、第一号の手当の支給額を基礎とし、当該業務に係る従事命令を発した都道府県知事の統轄する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した医師等に相当するものに支給される時間外勤務手当又は旅費の算定の例に準じて算定するものとする。

五 災害救助法施行令第四条第五号から第十号までに掲げる業者及びその従業者に対する実費弁償は、当該業務に従事するため通常要する費用を当該業者に支給して行うものとする。

(損害補償の基準)

第三十六条 法第八十四条第一項に規定する損害補償の基準は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）中消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第三十六条第八項において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条第八項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者、同法第三十五条の十第一項の規定により救急業務に協力した者又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二十四条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の規定の定めるとおりとする。

2 法第八十四条第二項に規定する損害補償の基準は、災害救助法施行令中扶助金に係る規定の定めるとおりとする。

附 則〔昭和三七年八月二五日政令第三三七号〕

この政令は、公布の日から施行する。

(略)

附 則〔令和六年三月二九日政令第七五号〕抄

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

東京都帰宅困難者対策条例

平成24年3月30日条例第17号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが不在の場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

(知事の責務)

第二条 知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができると認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

(都民の責務)

第三条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業員の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業員へ周知す

るよう努めなければならない。

3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。

4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業員へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

（帰宅困難者対策実施状況の報告）

第五条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求めることができる。

（事業者等に対する支援）

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

（従業員の一斉帰宅抑制）

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業員に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業員が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する従業員の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業員の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

（公共交通事業者等による利用者の保護）

第八条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（学校等における生徒等の安全確保）

第九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。）第一条に規定する学校をいう。）、専修学校（法第二百二十四条に規定する専修学校

をいう。)及び各種学校(法第百三十四条に規定する各種学校をいう。)並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三章 安否確認及び情報提供

(安否確認及び情報提供のための体制整備)

第十条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報(以下「災害関連情報等」という。)の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

(安否確認手段の周知等)

第十一条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第四章 一時滞在施設の確保

(一時滞在施設の確保等)

第十二条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設(以下この条において「一時滞在施設」という。)を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第五章 帰宅支援

(帰宅支援)

第十三条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション(徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。)を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第六章 雑則

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

災害救助法（抜粋）

昭和二十二年十月十八日号外法律第百十八号

（目的）

第一条 この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

（救助実施市の長による救助の実施）

第二条の二 救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）の区域内において、前条第一項に規定する災害により被害を受け又は同条第二項に規定する災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該救助実施市の長が行う。

- 2 救助実施市の長は、前項の規定による救助を行うときは、その旨（指定都市の長にあっては、その旨及び当該救助を行う区域）を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。
- 3 第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、内閣府令で定めるところにより、同項の救助を行おうとする市の申請により行う。
- 4 内閣総理大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。
- 6 第一項及び前三項に定めるもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（都道府県知事による連絡調整）

第二条の三 都道府県知事は、救助実施市の区域及び当該救助実施市以外の市町村の区域にわたり、第二条第一項に規定する災害が発生し又は同条第二項に規定する災害が発生するおそれがある場合においては、当該都道府県知事及び当該救助実施市の長が行う救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、当該救助実施市の長及び物資の生産等（生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送をいう。以下同じ。）を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

(都道府県知事等の努力義務)

第三条 都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

(救助の種類等)

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 第二条第二項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。

3 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前二項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

4 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

(従事命令)

第七条 都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

2 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事等が第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。

3 前二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。

4 第五条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

5 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

(協力命令)

第八条 都道府県知事等は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(事務処理の特例)

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

(費用の支弁区分)

第十八条 第四条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

附 則

① この法律は、昭和二十二年十月二十日から、これを施行する。

(略)

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

災害救助法施行令（抜粋）

昭和二十二年十月三十日政令第二百二十五号

（災害の程度）

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

- 2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（救助の種類）

第二条 法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 死体の搜索及び処理
- 二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（救助の程度、方法及び期間）

第三条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

- 2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

（医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲）

第四条 法第七条第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。

- 一 医師、歯科医師又は薬剤師

- 二 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
 - 三 土木技術者又は建築技術者
 - 四 大工、左官又はとび職
 - 五 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
 - 六 鉄道事業者及びその従業者
 - 七 軌道経営者及びその従業者
 - 八 自動車運送事業者及びその従業者
 - 九 船舶運送業者及びその従業者
 - 十 港湾運送業者及びその従業者
- (実費弁償)

第五条 法第七条第五項の規定による実費弁償に関して必要な事項は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。

附 則

- ① この政令は、公布の日から、これを施行する。(後略)
- (略)

附 則 (令和三年五月一〇日政令第一五三号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年五月二十日)から施行する。

別表第一(第一条関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五, 〇〇〇人未満	三〇
五, 〇〇〇人以上一五, 〇〇〇人未満	四〇
一五, 〇〇〇人以上三〇, 〇〇〇人未満	五〇
三〇, 〇〇〇人以上五〇, 〇〇〇人未満	六〇
五〇, 〇〇〇人以上一〇〇, 〇〇〇人未満	八〇
一〇〇, 〇〇〇人以上三〇〇, 〇〇〇人未満	一〇〇
三〇〇, 〇〇〇人以上	一五〇

別表第二(第一条関係)

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一, 〇〇〇, 〇〇〇人未満	一, 〇〇〇
一, 〇〇〇, 〇〇〇人以上二, 〇〇〇, 〇〇〇人未満	一, 五〇〇
二, 〇〇〇, 〇〇〇人以上三, 〇〇〇, 〇〇〇人未満	二, 〇〇〇
三, 〇〇〇, 〇〇〇人以上	二, 五〇〇

別表第三（第一条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五，〇〇〇人未満	一五
五，〇〇〇人以上一五，〇〇〇人未満	二〇
一五，〇〇〇人以上三〇，〇〇〇人未満	二五
三〇，〇〇〇人以上五〇，〇〇〇人未満	三〇
五〇，〇〇〇人以上一〇〇，〇〇〇人未満	四〇
一〇〇，〇〇〇人以上三〇〇，〇〇〇人未満	五〇
三〇〇，〇〇〇人以上	七五

別表第四（第一条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一，〇〇〇，〇〇〇人未満	五，〇〇〇
一，〇〇〇，〇〇〇人以上二，〇〇〇，〇〇〇人未満	七，〇〇〇
二，〇〇〇，〇〇〇人以上三，〇〇〇，〇〇〇人未満	九，〇〇〇
三，〇〇〇，〇〇〇人以上	一二，〇〇〇

災害救助法施行細則（抜粋）

昭和三八年一〇月五日東京都規則第一三六号

（趣旨）

第一条 この規則は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)、災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和二十二年総理庁、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第一号。以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救助の程度、方法及び期間）

第二条 令第三条第一項の救助の程度、方法及び期間は、別表第一のとおりとする。

（実費弁償の程度）

第六条 法第七条第五項の規定による実費弁償の程度は、別表第二のとおりとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（略）

附 則(令和六年規則第二八号)抄

この規則は、公布の日から施行する。

別表、様式 略

※ 別表に定める救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度は、次頁以降を参照のこと。

激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

昭和三十七年九月六日法律第百五十号

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として政令で指定するものとする。

2 前項の指定を行なう場合には、次章以下に定める措置のうち、当該激甚災害に対して適用すべき措置を当該政令で指定しなければならない。

3 前二項の政令の制定又は改正の立案については、内閣総理大臣は、あらかじめ中央防災会議の意見をきかなければならない。

第二章 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（特別の財政援助及びその対象となる事業）

第三条 国は、激甚災害に係る次に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。

一 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

二 前号の災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条に掲げる施設で政令で定めるものの新設又は改良に関する事業

三 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）の規定の適用を受ける公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。第二十四条第一項において同じ。）の施設の災害復旧事業

四 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第八条第三項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

五 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十条又は第四十一条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

六 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第二項から第四項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

六の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十二条若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この号において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）又は認定こども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業

六の三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

- 七 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第一項又は第二項の規定により都道府県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
- 八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十三条第二項若しくは第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業
- 九 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項の規定により都道府県が設置した女性自立支援施設（市町村又は社会福祉法人が設置した女性自立支援施設で都道府県から同項に規定する自立支援の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業
- 十 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
- 十一 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八条の規定による都道府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び同法第五十七条第四号の規定による東京都の支弁に係る感染症予防事業
- 十一の二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の規定により確認された私立の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（第十七条第一項において「特定私立幼稚園」という。）の災害復旧事業
- 十二 激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫れき、岩石、樹木等（以下「堆たい積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの（他の法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に付随して行うものを除く。）
- 十三 激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆たい積土砂であつて、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業（他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがあるものを除く。）
- 十四 激甚災害の発生に伴い浸入した水で浸入状態が政令で定める程度に達するもの（以下「湛水」という。）の排除事業で地方公共団体が施行するもの
- 2 前項第六号に掲げる児童福祉施設の激甚災害に係る災害復旧事業については、児童福祉法第五十六条の二第一項第一号に該当しないもの（地方公共団体が設置したものを除く。）が同項第二号に該当する場合には、当該施設については、同条及び同法第五十六条の三の規定を準用する。（特別財政援助額等）
- 第四条 前条の規定により国が交付し、又は減少する金額の特定地方公共団体ごとの総額（以下この条において「特別財政援助額」という。）は、特定地方公共団体である都道府県にあつては、政令で定めるところにより算出した同条第一項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額を合算した額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額とする
- 一 激甚災害が発生した年の四月一日の属する会計年度における当該都道府県の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第四項に規定する標準税収入をいい、以下この項において「標準税収入」という。）の百分の十をこえ、百分の五十までに相当する額については、百分の五十
- 二 前号に規定する標準税収入の百分の五十をこえ、百分の百までに相当する額については、百分の五十五
- 三 第一号に規定する標準税収入の百分の百をこえ、百分の二百までに相当する額については、百分の六十
- 四 第一号に規定する標準税収入の百分の二百をこえ、百分の四百までに相当する額については、

百分の七十

五 第一号に規定する標準税収入の百分の四百をこえ、百分の六百までに相当する額については、百分の八十

六 第一号に規定する標準税収入の百分の六百をこえる額に相当する額については、百分の九十

2 特定地方公共団体である市町村に係る特別財政援助額の算定方法は、前項に規定する算定方法に準じて政令で定める。

3 前二項の特別財政援助額は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事業ごとの特定地方公共団体の負担額に応じ当該各事業ごとに区分して、交付等を行なうものとする。この場合において、事業ごとに区分して交付される交付金は、当該事業についての負担又は補助に係る法令の規定の適用については、当該法令の規定による負担金又は補助金とみなす。

4 前条第一項第十二号から第十四号までに掲げる事業に係る前項による交付金の交付の事務は、政令で定める区分に従つて農林水産大臣又は国土交通大臣が行なう。

5 激甚災害に係る前条第一項第五号から第六号の三まで及び第九号に掲げる事業のうち地方公共団体以外の者が設置した施設に係る事業並びに同項第十一号の二に掲げる事業については、国は、政令で定めるところにより、これらの事業に係る施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の十二分の一に相当する額を当該施設の所在する都道府県又は指定都市若しくは中核市に交付するものとする。

6 第一項から第三項までの規定により国が交付等を行なう特別財政援助額の交付等の時期その他当該特別財政援助額の交付等に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 その他の特別の財政援助及び助成

(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)

第十六条 国は、激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館その他の社会教育（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育をいう。）に関する施設であつて政令で定めるものの建物、建物以外の工作物、土地及び設備（以下次項及び次条において「建物等」という。）の災害の復旧に要する本工事費、附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費）及び設備費（以下次項及び次条において「工事費」と総称する。）並びに事務費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その三分の二を補助することができる。

2 前項に規定する工事費は、当該施設の建物等を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該建物等の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該建物等に代わるべき必要な施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。

3 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部科学大臣の権限に属する第一項の補助の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)

第十七条 国は、激甚災害を受けた特定私立幼稚園以外の私立の学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により国が補助する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該施設の建物等」とあるのは「当該私立の学校の用に供される建物等」と、同条第三項中「都道府県の教育委員会」とあるのは「都道府県知事」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条から第十三条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により国が補助する場合について準用する。

(市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例)

第十九条 特定地方公共団体である市町村が激甚災害のための感染症予防事業に関して行つた感

染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十七条の支弁については、同法第五十九条中「三分の二」とあるのは「全額」と、同法第六十一条第三項中「二分の一」とあるのは「三分の二」と読み替えて、それぞれ同法第五十九条又は第六十一条第三項の規定を適用する。
(母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例)

第二十条 特定地方公共団体である都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下この条において同じ。)に対し、国が母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)によつて貸し付ける金額は、激甚災害を受けた会計年度(以下この条において「被災年度」という。)及びその翌年度に限り、同法第三十七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定によつて貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が当該災害による被害を受けた者(以下この条において「被災者」という。)に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。

2 前項の都道府県が被災年度の翌年度の末日までに被災者に対し貸し付けた金額が、当該都道府県が被災年度及びその翌年度において被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の四倍に相当する金額に満たないこととなつた場合には、当該都道府県は、被災年度の翌年度において、その満たない額の八分の一に相当する金額を特別会計に繰り入れ、又はその満たない額の四分の一に相当する金額を国に償還しなければならない。

3 前項の規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十七条第一項の規定は、適用しない。

4 第一項の都道府県であつて第二項の規定により特別会計への繰入れを行つたものについての母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十七条第二項及び第六項の規定の適用については、同条第二項第二号及び第六項第二号中「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額」とあるのは、「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十条第二項の規定により特別会計に繰り入れた金額を含む。)」とする。

5 第一項の都道府県であつて第二項の規定により国への償還を行つたものについての母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十六条第二項並びに第三十七条第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「同条第二項及び第四項」とあるのは「同条第二項及び第四項並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚災害法」という。)第二十条第二項」と、「同条第五項」とあるのは「次条第五項」と、同法第三十七条第二項第一号中「この項及び第四項」とあるのは「この項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二項及び激甚災害法第二十条第二項」と、同条第六項第一号中「第二項及び第四項」とあるのは「第二項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」とする。

(水防資材費の補助の特例)

第二十一条 激甚災害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、都道府県又は水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第二条第二項に規定する水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができる。

(罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例)

第二十二条 国は、地方公共団体が激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた者に賃貸するため公営住宅の建設等(公営住宅法第二条第五号に規定する公営住宅の建設等をいう。)をする場合には、同法第八条第一項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用(同法第七条第一項の公営住宅の建設等に要する費用をいう。次項において同じ。)の四分の三を補助することができる。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数(当該激甚災害により滅失した住宅にその災害の当時居住していた者に転貸するため事業主体が借り上げる公営住宅であつて同法第十七条第三項の規定による国の補助に係るものがある場合にあっては、その戸数を控除した戸数)を超える分については、この限りでない。

2 前項の規定による公営住宅の建設等に要する費用についての国の補助金額の算定については、

公営住宅法第七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）

第二十四条 激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校の施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十万円未満、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未満のもの、公立学校の施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定による国の負担のないものに限る。）の費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次項において同じ。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

2 激甚災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの（以下この項において「被災市町村」という。）が施行する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業のうち、一箇所の工事の費用が十三万円以上四十万円未満のものの事業費に充てるため、農地に係るものにあつては当該事業費の百分の五十、農業用施設又は林道に係るものにあつては当該事業費の百分の六十五に相当する額の範囲内（被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、当該事業費のうち政令で定める部分については百分の九十の範囲内において政令で定める率に相当する額の範囲内）で発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

3 前二項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

4 第一項又は第二項に規定する地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法に関し必要な事項は、政令で定める。

（雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例）

第二十五条 激甚災害を受けた政令で定める地域にある雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業に雇用されている労働者（同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者、同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者（第五項及び第七項において「高年齢被保険者等」という。）を除く。）が、当該事業の事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至り、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、同法の規定の適用については、失業しているものとみなして基本手当を支給することができる。ただし、災害の状況を考慮して、地域ごとに政令で定める日（以下この条において「指定期日」という。）までの間に限る。

2 前項の規定による基本手当の支給を受けるには、当該休業について厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣の確認を受けなければならない。

3 前項の確認があつた場合における雇用保険法（第七条を除く。）の規定の適用については、その者は、当該休業の最初の日の前日において離職したものとみなす。この場合において、同法第十三条第二項中「該当する者（）」とあるのは「該当する者又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者（いずれも）」と、同法第二十三条第二項中「受給資格者（）」とあるのは「受給資格者又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者で第十三条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有するもの（いずれも）」とする。

4 第一項の規定による基本手当の支給については、雇用保険法第十条の三、第十五条、第二十一条、第三十条及び第三十一条の規定の適用について厚生労働省令で特別の定めをすることができ

る。

- 5 第一項に規定する政令で定める地域にある雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業に雇用されている労働者で、同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者又は同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものについては、その者を高年齢被保険者等以外の被保険者とみなして、前各項の規定により基本手当を支給するものとする。この場合において、第一項の規定において適用される同法第十七条第四項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」と、同法第二十二条第二項第一号中「四十五歳以上六十五歳未満」とあるのは「四十五歳以上」と、同法第二十三条第一項第一号中「六十歳以上六十五歳未満」とあるのは「六十歳以上」とする。
- 6 第二項の確認を受けた者（指定期日までの間において従前の事業主との雇用関係が終了した者を除く。）は、雇用保険法の規定の適用については、指定期日の翌日に従前の事業所に雇用されたものとみなす。ただし、指定期日までに従前の事業所に再び就業し、又は従前の事業主の他の事業所に就業するに至った者は、就業の最初の日に雇用されたものとみなす。
- 7 第五項の規定により高年齢被保険者等以外の被保険者とみなされた者と従前の事業主との雇用関係が終了した場合（新たに雇用保険法の規定による受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。）には、その雇用関係が終了した日後におけるその者に関する同法第三章の規定の適用については、厚生労働省令で特別の定めをすることができる。
- 8 第二項の確認に関する処分については、雇用保険法第六章及び第八十一条の規定を準用する。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

被災者生活再建支援法（抜粋）

平成十年五月二十二日法律第六十六号

（目的）

第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

ロ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）

ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロからニまでに掲げる世帯を除く。）

（被災者生活再建支援金の支給）

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

2 被災世帯（被災世帯であつて自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第七項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）のうち前条第二号イからニまでのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

- 二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円
 - 三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（第五項第三号において「公営住宅」という。）を除く。）を賃借する世帯 五十万円
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあっては、五十万円）に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
- 5 被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 百万円
 - 二 その居住する住宅を補修する世帯 五十万円
 - 三 その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 二十五万円
- 6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。
- 7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項、第三項及び第五項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千元」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、第四項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と、第五項中「二十五万円」とあるのは「十八万七千五百円」と読み替えるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、〔後略〕

（略）

附 則 （令和二年十二月四日法律第六十九号）

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の被災者生活再建支援法第二条第二号（ホに係る部分に限る。）及び第三条（同号ホに該当する被災世帯に係る部分に限る。）の規定は、令和二年七月三日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の支給について適用する。

被災者生活再建支援法施行令（抜粋）

平成十年十一月五日政令第三百六十一号

（支援金の支給に係る自然災害）

第一条 被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。

- 一 自然災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する被害（同条第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。以下この条において同じ。）の区域に係る当該自然災害
- 二 自然災害により十以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害
- 三 自然災害により百以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害
- 四 自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において第一号又は第二号に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口（地方自治法第二百五十四条に規定する人口をいう。次号及び第六号において同じ。）十万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- 五 第三号又は前号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であって、第一号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- 六 第三号又は第四号に規定する都道府県が二以上ある場合における市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により五（人口五万未満の市町村にあっては、二）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

（構造耐力上主要な部分）

第二条 法第二条第二号ニの政令で定める基礎、基礎ぐい、壁、柱等は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、法の施行の日（平成十年十一月六日）から施行する。〔後略〕
（略）

附 則 （令和二年十二月四日政令第三百四十一号）

この政令は、公布の日から施行する。

水防法（抜粋）

昭和二十四年六月四日号外法律第九十三号

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘（こう）門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（公務災害補償）

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこ

れらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設

(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるとき

は、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項(量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。)を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

- 3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況

を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川

- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。
- (雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。
(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防

止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第六項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示を

することができる。

- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- 6 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（水防警報）

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係る機関に通知しなければならない。

- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出勤を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域

の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日〔昭和二十四年八月三日〕から施行する。

(後略)

(略)

附 則〔令和五年五月三十一日法律第三七号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(後略)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

水防法施行規則（抜粋）

平成十二年十一月二十一日建設省令第四十四号

（洪水浸水想定区域の指定）

第一条 水防法（以下「法」という。）第十四条第一項及び第二項に規定する洪水浸水想定区域（以下単に「洪水浸水想定区域」という。）の指定は、同条第一項に規定する想定最大規模降雨（以下単に「想定最大規模降雨」という。）によって堤防その他の施設（以下「堤防等」という。）の決壊又は溢（いつ）流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。ただし、同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川については、想定最大規模降雨により溢流が想定される連続する区間を設定することその他の水災による被害の軽減を図るために適切であると認められる方法により洪水浸水想定区域の指定を行うことができる。

- 2 洪水浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。
- 3 第一項の規定により選定する地点には、当該地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まなければならない。
- 4 第一項の規定により選定された地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を一の区域とするものとする。
- 5 前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第一項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする。
- 6 洪水浸水想定区域の指定は、想定最大規模降雨により、地上部分の浸水は想定されない地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。以下同じ。）であって、当該地下街等と連続する施設から浸水するものの存する区域を含めて行うことができる。

（洪水による災害の発生を警戒すべき河川の基準）

第一条の二 法第十四条第一項第三号及び第二項第三号の国土交通省令で定める基準は、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができることとする。

（洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第二条 法第十四条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項（同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川について洪水浸水想定区域の指定を行う場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。）
- 四 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨（次条第二項において「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

（洪水浸水想定区域等の公表）

第三条 法第十四条第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあつては官報により、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であること（前条第四号に掲げる事項を表示した図面にあつては、当該図面の前提となる降雨が計画降雨であること）を明示しなければならない。

（雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設の基準）

第四条の二 法第十四条の二第一項第四号及び第二項第四号の国土交通省令で定める基準は、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができることとする。

（雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第五条 法第十四条の二第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域（雨水出水浸水想定区域等の公表）
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間

2 法第十四条の二第一項第一号又は第二項第一号に掲げる排水施設に係る雨水出水浸水想定区域の指定は、前項各号に掲げる事項のほか、主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化を明らかにしてするものとする。

第六条 法第十四条の二第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、雨水出水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であることを明示しなければならない。

（市町村地域防災計画において定められた事項を住民等に周知させるための必要な措置）

第十一条 法第十五条第三項の住民、滞在者その他の者（以下この条において「住民等」という。）に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

- 一 第二条第一号及び第二号、第五条第一号及び第二号並びに第八条第一号及び第二号に掲げる事項を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第十五条第一項各号に掲げる事項（次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）を記載したもの（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

ロ 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

- 二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十二条 法第十五条の二第一項の地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時

等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 地下街等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
- 四 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- 五 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 六 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 法第二条第三項に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

- 2 地下街等の所有者又は管理者は、雨水出水に係る前項の計画において同項第二号に掲げる事項を定めるときは、当該地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

附 則

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（略）

附 則〔令和三年一〇月二九日国土交通省令第六九号〕

この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）

平成十二年五月八日法律第五十七号

（目的）

第一条 この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項において同じ。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）又は河道閉塞による湛（たん）水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

（土砂災害防止対策基本指針）

第三条 国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項
- 二 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項
- 三 第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項
- 四 第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項
- 五 第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項
- 六 第二十八条第一項及び第二十九条第一項の緊急調査の実施並びに第三十一条第一項の規定による土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

3 国土交通大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聴かななければならない。

4 国土交通大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

（基礎調査）

第四条 都道府県は、基本指針に基づき、おおむね五年ごとに、第七条第一項の規定による土砂災

害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

2 都道府県は、基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に通知するとともに、公表しなければならない。

3 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。

（基礎調査のための土地の立入り等）

第五条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴かなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 都道府県は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（土砂災害警戒区域）

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に

該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及びその発生原因となる自然現象の種類を定めてするものとする。
- 3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、指定の解除について準用する。

（警戒避難体制の整備等）

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- 五 救助に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
- 3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

（土砂災害特別警戒区域）

第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項（土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な事項として政令で定めるものに限る。）を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び第二項の政令で定める事項を公示しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6 指定は、第四項の規定による公示によってその効力を生ずる。

7 関係のある市町村の長は、第五項の図書を当該市町村の事務所において、一般の縦覧に供しなければならない。

8 都道府県知事は、土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について指定を解除するものとする。

9 第三項から第六項までの規定は、前項の規定による解除について準用する。

（特定開発行為の制限）

第十条 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（抜粋）

昭和41年7月15日条例第24号

水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和36年8月東京都世田谷区条例第10号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第45条及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき、水防法第24条の規定により水防に従事した者及び災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定又は災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定により応急措置の業務に従事した者（以下「従事者」という。）に係る損害補償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔昭和53年条例37号・平成8年6号・12年72号・17年47号〕

（損害補償を受ける権利）

第2条 従事者が水防若しくは応急措置の業務（以下「防災業務」という。）に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は防災業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害を有する状態になったときは、区長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

一部改正〔昭和53年条例37号・57年44号・49号〕

第3条 損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

一部改正〔昭和53年条例37号・57年49号・平成11年41号・16年7号〕

（損害補償の申請）

第4条 損害補償を受けようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申請しなければならない。

（損害補償）

第5条 損害補償の種類、対象及び要件並びに補償額の算定方法については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）に定められているものの例による。

全部改正〔平成16年条例7号〕

（損害補償費の返還要求）

第6条 区は、従事者等に対して、この条例により損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該従事者等に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者があるときは、区は、その損害補償に要した費用に相当する金額の一部又は全部をその者から返還させることができる。

一部改正〔昭和53年条例37号・58年28号・平成16年7号〕

（審査請求）

第7条 従事者の死亡、負傷又は病気が、防災業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法及び損害補償の実施について不服のある者は、区長に対して、審査請求をす

ることができる。

一部改正〔昭和53年条例37号・58年28号・平成16年7号・27年61号〕

(報告、出頭等)

第8条 区は、審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

一部改正〔昭和53年条例37号・平成16年7号〕

(委任)

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成16年条例7号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

(略)

附 則 (平成27年12月7日条例第61号)

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の規定は、施行日以後にその通知が到達する処分について適用し、施行日前にその通知が到達した処分については、なお従前の例による。

震災対策における都・区間の役割分担

(昭和 52 年確認)

事項	内容
1 市民消火隊の育成	市民消火隊 665 隊(1 隊 10 名程度)を区へ移管する。
2 防災活動拠点の整備	防災活動拠点事業については区事業とする。(補助方式は廃止する)
3 消防水利の確保	防災市民組織が利用する小型防火水槽(40 以下)は、区が対応する。都は、原則として 40 以上の防火水槽を設置する。
4 飲料水の確保	浄水場等から避難場所(給水拠点)までの輸送は、都が対応する。 給水拠点から住民に対する給水は、区が実施する。
5 食糧及び生活必需品の確保	乾パン等の食糧については、区が 1 日分を目標に備蓄する。都は、それ以降の分について備蓄、調達で対応する。 生活必需品については、主に都が備蓄及び調達により確保する。 住民への配布は区があたる。
6 備蓄倉庫の整備	備蓄物資の都区分担に基づき、都・区双方がそれぞれ設置する。
7 避難場所の利用管理	利用管理に係る管理者との協議及び発災時の避難場所での対応は、原則として避難場所所在の区が対応する。 二区以上の住民が利用する避難場所については、あらかじめ関係区において協議するものとする。 大規模避難場所、所在区のみで対応することが困難な避難場所については、都が補完する方向で検討する。
8 避難誘導體制	一時集合場所の選定は、区が主体となって実施する。 地域ごとの避難計画については、区が策定する。 避難場所等の標識の設置は都、管理は区とする。
9 医療救護班の編成	医療救護班の編成基準は都が「災害医療運営連絡会」における協議に基づき作成する。考え方としては、区が初動活動を行い、都は広域的立場から応援にあたるものとする。
10 救護所の設置と負傷者の搬送	救護所の設置は区、後方医療施設は都が分担する。 搬送体制は次の区分で行う。 被災現場→救護所(区) 救護所→後方医療施設(都及び区)
11 医薬品、医療機材等の備蓄	都・区の医療救護班が使用する医薬品、医療機材等の確保については、「災害医療運営連絡会」で定める基準に従い、都区それぞれが調達を含め確保する。調整粉乳については、最初の 3 日分は区が備蓄し、それ以降は都が備蓄又は調達で対応する。

協力協定・覚書等一覧

番号	分類	協定名	締結 年月日	団体名	所管災対部 (災害時に 要請等を行う災対部)	資料 番号	頁
1	自治体間相互応援協 定	特別区災害時相互協力及び相互支援 に関する協定 同実施細目	平成8年2月16日 平成26年4月1日改定	東京23区	災対統括部	1・2	374
2	〃	災害時における城南5区相互応援協 定書	平成7年12月1日	城南5区(品川区、目黒 区、大田区、渋谷区、 世田谷区)	災対統括部	3	389
3	〃	災害時における相互応援協定書	平成17年2月16日	調布市	災対統括部	4	391
4	〃	災害時における相互応援協定書 同実 施細目	平成17年2月16日 実施細目:平成25年2月7日	狛江市	災対統括部	5・6	393
5	〃	災害時における相互援助協定書 同実 施細目	平成7年7月29日 実施細目:平成8年1月17日	群馬県川場村	災対区民支援部	7・8	396
6	〃	大規模災害時における相互応援に関 する協定	平成25年1月21日	熊谷市	災対統括部	9	399
7	〃	大規模災害時における相互応援に関 する協定	平成25年5月21日	つくば市	災対統括部	10	401
8	〃	大規模災害時における世田谷区と十日 町市との相互応援に関する協定	平成25年11月15日	十日町市	災対統括部	11	403
9	〃	大規模災害時における相互応援に関 する協定	平成26年2月3日	高崎市	災対統括部	12	406
10	〃	災害時における相互応援協定書	平成26年3月25日	三鷹市	災対統括部	13	408
11	〃	大規模災害時における相互応援に関 する協定書	平成26年10月26日	小山市	災対統括部	14	410
12	〃	大規模災害時における相互応援に関 する協定書	平成27年1月29日	松本市	災対統括部	15	412
13	〃	災害廃棄物の共同処理等に関する協定	令和2年4月1日	東京二十三区清掃一 部事務組合	災対清掃部	16	414
14	〃	東京都及び区市町村相互間の災害時 等協力協定書	令和3年12月27日	東京都	災対統括部	17	417
15	〃	富士山噴火時における現地対策拠点と しての施設使用等に関する協定書	令和5年3月28日	山梨県	災対教育部	18	420
16	行政機関相互応援	震災時交通遮断ゲートに関する協定	平成8年7月1日	世田谷警察署	災対土木部	19	422
17	〃	震災時交通遮断ゲートに関する協定	平成8年7月1日	北沢警察署	災対土木部	〃	〃
18	〃	震災時交通遮断ゲートに関する協定	平成8年7月1日	玉川警察署	災対土木部	〃	〃
19	〃	一般国道246号二子玉川ランプの使用 に関する覚書	平成11年3月23日	国土交通省関東地方 整備局東京国道事務 所	災対土木部、災対統括部	20	423
20	〃	災害時における下水道施設へのし尿搬 入及び受入れに関する覚書	平成20年10月31日	東京都下水道局南部 下水道事務所	災対清掃部	21	425
21	〃	災害時における下水道マンホール用仮 設トイレの設置に関する覚書	平成18年7月7日	東京都下水道局南部 下水道事務所	災対地域本部	22	427
22	〃	災害時における遗体安置所に関する協 定	平成18年11月21日	世田谷警察署	災対地域本部(世田谷)	23	429
23	〃	災害時における遗体安置所に関する協 定	平成18年11月21日	北沢警察署	災対地域本部(北沢)	〃	〃
24	〃	災害時における遗体安置所に関する協 定	平成18年11月21日	玉川警察署	災対地域本部(玉川)	〃	〃
25	〃	災害時における遗体安置所に関する協 定	平成18年11月21日	成城警察署	災対地域本部(砧) 災対地域本部(烏山)	〃	〃
26	〃	非常通信の運用に関する協定書	平成20年4月1日	世田谷消防署	災対統括部	24	432
27	〃	大震災発生時の警視庁世田谷警察署 代替施設としての世田谷区立スカイキ ャロット展望ロビーの利用に関する協 定書	平成18年11月21日	世田谷警察署	災対地域本部(世田谷)	25	434
28	〃	世田谷区災害時要援護者名簿に関する 協定書	平成21年12月18日	世田谷消防署	災対統括部	26	436
29	〃	世田谷区災害時要援護者名簿に関する 協定書	平成21年12月18日	玉川消防署	災対統括部	〃	〃
30	〃	世田谷区災害時要援護者名簿に関する 協定書	平成21年12月18日	成城消防署	災対統括部	〃	〃
31	〃	災害時の情報交換に関する協定	平成24年6月1日	関東地方整備局	災対統括部	27	438
32	物資の供給(水・食 糧・生活必需品等)	災害時における応急物資の優先供給及 び被災者支援に関する協定書 同実施 細目	平成17年12月14日 平成25年2月28日改定	世田谷区商店街連合 会	災対物資管理部、災対区民支 援部	28・29	440
33	〃	災害時における米穀供給に関する協力 協定	昭和54年6月4日 平成30年1月11日再締結	東京都米穀小売商業 組合世田谷支部	災対物資管理部	30	444
34	〃	給水施設の維持管理及び運用に関する 協定書 同実施細目 (区立葎根公園 内)	昭和63年7月29日	東京都水道局南部支 所	災対地域本部(砧)	31	446
35	〃	給水施設の維持管理及び運用に関する 協定書 同実施細目 (都立祖師谷公 園内)	平成9年8月1日	東京都水道局南部支 所	災対地域本部(烏山)	〃	〃
36	〃	給水施設の維持管理及び運用に関する 協定書 同実施細目 (区立中町二丁 目公園内)	平成12年4月1日	東京都水道局南部支 所	災対地域本部(玉川)	〃	〃
37	〃	給水施設の維持管理及び運用に関する 協定書 同実施細目 (区立こどものひ ろば公園内)	昭和58年8月10日	東京都水道局南部支 所	災対地域本部(世田谷)	〃	〃
38	〃	災害時における井戸、貯水槽又は浴場 の使用に関する協力協定	平成8年12月19日(平成21年12月11日 再締結)	東京都公衆浴場業生 活衛生同業組合世田 谷支部	災対物資管理部、災対地域本 部、災対保健福祉部	32	448
39	〃	災害時における飲料の提供協力に関 する協定書	平成20年11月25日	サントリーフーズ株式 会社	災対物資管理部	33	449
40	〃	災害時における飲料の提供協力に関 する協定書	平成20年11月25日	サントリービバレッジソ リューション株式会社	災対物資管理部	〃	〃
41	〃	災害時における燃料等の供給に関する 協力協定	昭和56年6月19日(平成22年5月26日再 締結)	東京都石油商業組合 世田谷支部	災対物資管理部	34	451
42	〃	災害時における燃料供給等の協力に関 する協定書 同実施細目	令和2年7月29日	株式会社コヤマドライ ビングスクール二子玉川 校	災対物資管理部	35・36	453
43	〃	災害時における灯油等燃料類供給に関 する協力協定	昭和54年6月4日	世田谷燃料組合陸会	災対物資管理部	37	457

番号	分類	協定名	締結 年月日	団体名	所管災対部 (災害時に 要請等を行う災対部)	資料 番号	頁
44	"	災害時におけるプロパンガスの供給に関する協力協定	平成8年12月19日(平成22年4月8日再締結)	一般社団法人東京都LPガス協会城西城南支部	災対物資管理部	38	459
45	"	災害時における自転車等の供給に関する協力協定	平成14年2月8日	東京都自転車商協同組合世田谷区四支部連合会	災対物資管理部	39	461
46	"	災害時における介護用品等の供給に関する協定	平成11年8月30日	フランスベッド株式会社	災対保健福祉部	40	463
47	"	災害時における食料品等の提供に関する協定書	平成24年3月27日	大塚食品株式会社	災対物資管理部	41	465
48	"	災害時における食料品等の提供に関する協定書	平成24年3月27日	大塚製薬株式会社	災対物資管理部	"	"
49	"	簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書	平成28年7月26日	特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクツ・ネットワーク	災対物資管理部	42	467
50	"	災害時の協力態勢に関する協定書	平成31年3月19日	矢戸コンクリート工業株式会社	災対地域本部(烏山)	43	469
51	"	電気自動車を活用した災害連携協定	令和3年10月29日	日産東京販売株式会社、日産自動車株式会社	災対物資管理部	44	471
52	"	災害時における給電車両貸与に関する協定書	令和4年12月22日	トヨタモビリティ東京株式会社	災対物資管理部	45	474
53	"	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	令和5年11月13日	東日本三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社	災対物資管理部	46	477
54	"	災害時における物資及び避難場所提供の協力に関する協定書	令和5年9月1日	株式会社オオゼキ	災対統括部、災対物資管理部	47	481
55	医薬品の供給	災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書	平成28年3月28日	アルフレッサ株式会社	災対医療衛生部	48	484
56	"	災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書	平成28年3月28日	株式会社スズケン	災対医療衛生部	"	"
57	"	災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書	平成28年3月28日	株式会社バイタルネット	災対医療衛生部	"	"
58	"	災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書	平成28年3月28日	株式会社マルタケ	災対医療衛生部	"	"
59	"	災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書	平成28年3月28日	株式会社メディセオ	災対医療衛生部	"	"
60	"	災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書	平成28年3月28日	東邦薬品株式会社	災対医療衛生部	"	"
61	"	災害発生時における医薬品等の調達に関する協定書	平成26年10月23日	佐藤商事株式会社	災対統括部	49	486
62	医療・施術の提供	災害時の医療救護活動についての協定書	昭和51年9月30日(平成14年4月1日改定)	一般社団法人世田谷区医師会	災対医療衛生部	50	488
63	"	災害時の医療救護活動についての協定書	昭和51年9月30日(平成14年4月1日改定)	一般社団法人玉川医師会	災対医療衛生部	"	"
64	"	災害時の医療救護活動についての協定書	昭和54年11月5日(平成14年12月1日改定)	世田谷区薬剤師会	災対医療衛生部	51	491
65	"	災害時ボランティアドクター制度に関する覚書	平成13年10月1日	一般社団法人玉川医師会	災対地域本部(玉川)	52	493
66	"	災害時ボランティアドクター制度に関する覚書	平成13年10月1日	玉川消防署	災対地域本部(玉川)	"	"
67	"	災害時の歯科医療救護活動についての協定書	平成10年6月25日(平成14年10月1日改定)	公益社団法人東京都世田谷区歯科医師会	災対医療衛生部	53	495
68	"	災害時の歯科医療救護活動についての協定書	平成10年6月25日(平成14年10月1日改定)	公益社団法人東京都玉川歯科医師会	災対医療衛生部	"	"
69	"	災害時におけるはり・きゅう施術活動に関する協力協定	平成15年5月1日	世田谷区鍼灸師会	災対保健福祉部	54	498
70	"	災害時における医療救護活動に対する協力に関する協定	平成26年10月23日	公益社団法人世田谷区柔道整復師会	災対医療衛生部	55	499
72	"	災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書	平成31年4月1日	国立研究開発法人国立成育医療研究センター	災対統括部	56	501
73	"	災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書	平成26年2月12日	公益社団法人東京都助産師会世田谷目黒地区分会	災対統括部	57	503
74	"	緊急医療救護所の開設に関する協定	令和2年7月1日	公益財団法人 日産厚生会玉川病院	災対医療衛生部	58	505
75	"	緊急医療救護所の開設に関する協定	令和1年9月2日	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	災対医療衛生部	59	507
76	"	緊急医療救護所の開設に関する協定	平成30年10月1日	一般社団法人 至誠会第二病院	災対医療衛生部	60	509
77	"	緊急医療救護所の開設に関する協定	平成30年10月1日	東京都立松沢病院	災対医療衛生部	61	511
78	"	緊急医療救護所の開設に関する協定	平成30年10月1日	公立学校共済組合関東中央病院	災対医療衛生部	62	513
71	"	災害時の動物救護活動についての協定書	平成17年3月18日	公益社団法人東京都獣医師会世田谷支部	災対医療衛生部	63	515
79	役務・サービスの提供	災害時における施設復旧等応急措置に関する協力協定	昭和55年6月30日	一般社団法人日本造園組合連合会東京都支部東京庭職組合	災対土木部	64	517
80	"	災害時における施設復旧等応急措置に関する協力協定	昭和55年6月30日	一般社団法人日本造園組合連合会東京都支部世田谷植木職組合	災対土木部	"	"
81	"	災害時における施設復旧等応急措置に関する協力協定	昭和55年6月30日	一般社団法人日本造園組合連合会東京都支部玉川造園組合	災対土木部	"	"
82	"	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成16年10月15日(再締結平成28年4月1日)	一般社団法人世田谷造園協力会	災対土木部	65	519
83	"	災害時における障害物除去等応急措置に関する協力協定	昭和54年11月5日	世田谷建設協同組合	災対土木部	66	521
84	"	災害時における障害物除去等応急措置に関する協力協定	平成3年8月27日	東京都自動車整備振興会世田谷支部	災対土木部	67	523
85	"	災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定	昭和55年2月8日	一般社団法人東京都トラック協会世田谷支部	災対物資管理部	68	525

番号	分類	協定名	締結 年月日	団体名	所管災対部 (災害時に 要請等を行う災対部)	資料 番号	頁
86	"	災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書	平成16年10月7日	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	災対物資管理部	69	527
87	"	災害時における輸送業務等の協力に関する協定	平成28年11月2日	ヤマト運輸株式会社	災対物資管理部	70	529
88	"	災害時におけるヘリコプターの優先使用に関する協定書	平成13年4月1日	アカギヘリコプター株式会社	災対物資管理部	71	532
89	"	災害時におけるアマチュア無線を活用した災害情報収集に関する協定書 同実施細目	平成18年3月28日 実施細目：平成19年6月19日	アマチュア無線クラブ三文字クラブ	災対統括部	72・73	534
90	"	災害時における情報提供協力等に関する協定書	平成19年1月15日	世田谷新聞販売同業組合	災対統括部、災対財政・広報部	74	538
91	"	災害時における世田谷区とケーブルテレビ事業者との相互協力に関する基本協定	平成12年1月27日	株式会社ジェイコム東京 世田谷局、株式会社ジェイコム東京 調布局	災対財政・広報部	75	540
92	"	災害時における世田谷区とケーブルテレビ事業者との相互協力に関する基本協定	平成12年1月27日	イツ・コミュニケーションズ株式会社	災対財政・広報部	"	"
93	"	災害時における支援協定書	平成18年5月31日	特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン	災対物資管理部、災対地域本部、災対区民支援部	76	542
94	"	災害時における被災要介護者等への援助に関する協定	平成19年3月23日	世田谷区介護サービスネットワーク(介護事業者連絡会)	災対保健福祉部	77	544
95	"	災害時の聴覚障害者への支援活動に関する協定	平成19年3月23日	特定非営利活動法人世田谷区聴覚障害者協会	災対保健福祉部	78	546
96	"	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書	平成16年1月7日(平成25年3月28日改定)	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	災対保健福祉部	79	548
97	"	災害時におけるボーイスカウトとの協力に関する協定	平成15年7月28日	一般社団法人日本ボーイスカウト東京連盟世田谷地区	災対保健福祉部	80	550
98	"	災害時における法律相談に関する協定	令和6年10月1日	世田谷区法曹会	災対財政・広報部	81	552
99	"	災害時における理容活動に関する協定書	平成19年1月15日(平成22年5月24日再締結)	東京都理容生活衛生同業組合世田谷支部	災対保健福祉部	82	554
100	"	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定	平成14年2月21日	株式会社東京設備	災対清掃部	83	556
101	"	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定	平成14年2月21日	東京清掃株式会社	災対清掃部	"	"
102	"	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定	平成14年2月21日	環境保全株式会社	災対清掃部	"	"
103	"	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定	平成14年2月21日	日本衛生興業株式会社	災対清掃部	"	"
104	"	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定	平成14年2月21日	日本環境衛生工業株式会社	災対清掃部	"	"
105	"	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定	平成14年2月21日	有限会社丸一衛生興業	災対清掃部	"	"
106	"	災害時における給排水設備応急復旧活動に関する協定	平成21年4月27日	東京都管工事工業協同組合	災対都市整備部	84	559
107	"	災害時及び感染症発生時等における消毒等活動に関する協定書	令和2年10月1日	世田谷害虫防除協同組合	災対医療衛生部	85	561
108	"	災害時における遺体の取扱い等の協力に関する協定書	平成18年12月13日	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	災対地域本部、災対区民支援部	86	562
109	"	災害時における光ケーブル網の障害復旧に関する協力協定	平成18年3月31日	富士通ネットワークソリューションズ株式会社	災対統括部	87	564
110	"	災害時等における協力態勢に関する協定書	平成24年7月1日(令和3年4月1日変更)	株式会社世田谷サービス公社	災対地域本部、災対財政・広報部	88	566
111	"	災害時における活動等に関する協定書	平成25年3月28日	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	災対保健福祉部	89	568
112	"	災害時における被災者への支援活動に関する協定	平成16年1月7日(平成25年3月28日改定)	社会福祉法人世田谷ボランティア協会、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	災対保健福祉部	90	570
113	"	災害時における衛星画像の提供に関する協定書	平成26年4月1日	日本スペースイメージング株式会社	災対統括部	91	572
114	"	災害時における情報発信等に関する協定	平成26年10月10日	ヤフー株式会社	災対統括部	92	574
115	"	行政告知放送の送信に関する覚書	平成26年10月23日	株式会社ジェイコム東京	災対統括部	93	576
116	"	ケーブルテレビ放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書	平成27年2月20日	イツ・コミュニケーションズ株式会社	災対統括部	94	580
117	"	災害時の避難所の応急対策業務等に関する協定	令和3年8月12日	東京都世田谷塗装工業会	災対教育部	95	583
118	"	災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書	平成28年1月27日	世田谷リサイクル協同組合	災対物資管理部	96	585
119	"	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 同実施細目	平成28年9月19日 実施細目：同日	株式会社ゼンリン	災対統括部	97	587
120	"	災害時の電気設備等の応急対策業務に関する協定 同実施細目	平成28年11月4日 実施細目：同日	東京世田谷電設工業協同組合	災対都市整備部、災対土木部	98・99	591
121	"	災害時における小型無人航空機(ドローン)による情報収集に関する協定書	平成29年12月12日	特定非営利活動法人クライシスマップーズ・ジャパン	災対統括部	100	594
122	"	災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書	平成30年8月30日	一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会	災対都市整備部	101	596
123	"	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定	令和2年4月1日	一般財団法人東京環境保全協会	災対清掃部	102	598
124	"	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定	令和2年4月1日	東京廃棄物事業協同組合	災対清掃部	103	601
125	"	災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定	令和2年4月1日	株式会社京葉興業	災対清掃部	104	604
126	"	災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定	令和2年4月1日	株式会社太陽油化	災対清掃部	105	607

番号	分類	協定名	締結 年月日	団体名	所管災対部 (災害時に 要請等を行う災対部)	資料 番号	頁
127	〃	災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定	令和2年4月1日	東京廃棄物事業協同組合	災対清掃部	106	610
128	〃	災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定	令和2年4月1日	一般財団法人東京環境保全協会	災対清掃部	107	614
129	〃	災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定	令和2年4月1日	一般財団法人東京都中小建設業協会	災対清掃部	108	618
130	〃	災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定	令和2年4月1日	一般財団法人東京都産業資源循環協会	災対清掃部	109	622
131	〃	災害時及び感染症発生時等における消毒等活動に関する協定書	令和5年3月31日	株式会社大正クレスト	災対医療衛生部	110	626
132	〃	災害時及び感染症発生時等における消毒等活動に関する協定書	令和6年3月29日	株式会社シー・アイ・シー	災対医療衛生部	111	627
133	〃	災害時におけるサービス提供等に関する協定書	令和5年1月16日	有限会社ステラTOKYO まごころ介護	災対保健福祉部	112	628
134	〃	災害時における障害福祉サービス提供等に関する協定書	令和5年10月16日	合同会社明元 あいケアサービス	災対保健福祉部	113	630
135	〃	災害時における移送業務協力に関する協定	令和6年5月20日	東神開発株式会社	災対地域本部(玉川)	114	632
136	〃	災害時における移送業務協力に関する協定	令和3年3月3日	特定非営利活動法人 せたがや移動ケア	災対保健福祉部	115	635
137	〃	災害時における移送業務協力に関する協定	令和4年5月16日	福祉移送サービス株式会社	地域本部	116	637
138	〃	水害時等における連携・協力に関する協定	令和4年12月19日	シミックホールディングス株式会社	災対保健福祉部	117	640
139	〃	災害時における応急対策業務に関する協定書 同実施細目	平成10年3月2日(平成26年5月13日改定) 実施細目:平成14年9月10日	世田谷区建設団体防災協議会	災対都市整備部、災対土木部	118・119	642
140	〃	災害時における相互連携に関する基本協定	令和2年11月27日	東京電力パワーグリッド株式会社渋谷支社	災対統括部	120	646
141	〃	災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書	令和5年3月24日	東京電力パワーグリッド株式会社渋谷支社	災対統括部	121	648
142	施設・用地の提供(大学・高校等)	災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目	平成18年3月22日(改定:平成28年7月29日) 実施細目:平成20年1月4日(改定:平成28年7月29日、令和3年4月1日)	学校法人昭和女子大学	災対地域本部(世田谷)	122	651
143	〃	災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目	平成18年3月22日 (改定:令和3年10月1日) 実施細目:平成19年3月6日 (改定:令和3年10月1日)	駒澤大学	災対地域本部(世田谷)	〃	〃
144	〃	災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目	平成18年3月22日 実施細目:平成27年4月1日	日本大学文理学部	災対地域本部(北沢)	〃	〃
145	〃	災害時における協力体制に関する協定書	平成18年3月22日	学校法人産業能率大学	災対地域本部(玉川)	〃	〃
146	〃	災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目	平成18年3月22日 実施細目:平成29年7月14日	日本大学商学部	災対地域本部(砧)	〃	〃
147	〃	災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目	平成18年3月22日(平成27年3月31日一部改定) 実施細目:平成27年3月31日	日本体育大学・日本体育大学女子短期大学	災対地域本部(玉川)	〃	〃
148	〃	災害時における協力体制に関する協定書	平成23年7月19日	学校法人成城学園	災対地域本部(砧)	〃	〃
149	〃	災害時における協力体制に関する協定書	平成25年2月5日	学校法人多摩美術大学	災対地域本部(玉川)	〃	〃
150	〃	災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目	平成28年7月26日改定 実施細目:平成28年7月26日 (平成20年3月26日当初締結)	学校法人国士館	災対地域本部(世田谷)	〃	〃
151	〃	災害時における協力体制に関する協定書	平成29年5月1日 実施細目:同日	東京農業大学	災対地域本部(世田谷)	〃	〃
152	〃	災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目	平成18年3月22日 (再締結:平成29年6月23日) 実施細目:平成18年6月1日 (再締結:平成29年6月23日)	学校法人二階堂学園 日本女子体育大学	災対地域本部(烏山)	〃	〃
153	〃	洪水発生時もしくは洪水発生の恐れがある場合における避難所施設利用に関する協定書	平成17年10月6日	学校法人聖ドミニコ学園	災対地域本部(砧)	123	654
154	〃	避難所施設利用に関する協定書	平成11年3月10日	都立世田谷泉高等学校	災対地域本部(烏山)	124	656
155	〃	避難所施設利用に関する協定書	平成11年11月1日	都立桜町高等学校	災対地域本部(玉川)	〃	〃
156	〃	避難所施設利用に関する協定書	平成11年11月1日	都立千歳丘高等学校	災対地域本部(砧)	〃	〃
157	〃	避難所施設利用に関する協定書	平成11年11月1日	都立松原高等学校	災対地域本部(北沢)	〃	〃
158	〃	避難所施設利用に関する協定書 同実施細目	平成17年3月8日 実施細目:平成28年3月28日	都立芦花高等学校	災対地域本部(烏山)	125	658
159	〃	避難所施設利用に関する協定書	平成20年5月19日	都立総合工科高等学校	災対地域本部(砧)	〃	〃
160	〃	避難所施設利用に関する協定書	平成24年6月15日	都立世田谷総合高等学校	災対地域本部(砧)	〃	〃
161	〃	避難所施設利用に関する協定書	平成12年2月15日	国立大学法人筑波大学	災対地域本部(世田谷)	126	660
162	〃	避難所施設利用に関する協定書	平成12年2月15日	国立大学法人東京学芸大学	小・中学校:災対地域本部(玉川) 高校:災対地域本部(世田谷)	127	662
163	〃	避難所施設利用に関する協定書	平成12年12月20日	東京都市大学	災対地域本部(玉川)	128	664
164	〃	避難所施設利用に関する協定 同実施細目	平成18年3月22日 実施細目:平成18年10月1日	学校法人世田谷学園	災対地域本部(世田谷)	129	666
165	〃	避難所施設利用に関する協定 同実施細目	平成18年3月22日 実施細目:平成18年5月1日	学校法人 成徳学園 下北沢成徳高等学校	災対地域本部(北沢)	130	668
166	〃	避難所施設利用に関する協定 同実施細目	平成18年3月22日(平成29年3月21日再締結) 実施細目:平成18年6月1日(平成29年3月21日再締結)	学校法人二階堂学園 日本女子体育大学附属二階堂高等学校	災対地域本部(北沢)	〃	〃
167	〃	避難所施設利用に関する協定 同実施細目	平成18年3月22日 実施細目:平成18年5月1日	学校法人日本学園	災対地域本部(北沢)	〃	〃
168	〃	避難所施設利用に関する協定 同実施細目	平成18年3月22日 実施細目:平成18年6月1日	日本大学櫻丘高等学校	災対地域本部(北沢)	〃	〃

番号	分類	協定名	締結 年月日	団体名	所管災対部 (災害時に 要請等を行う災対部)	資料 番号	頁
169	〃	避難所施設利用に関する協定 同実施 細目	平成18年3月22日 実施細目:平成18年6月29日	学校法人松蔭学園	災対地域本部(北沢)	〃	〃
170	〃	避難所施設利用に関する協定 同実施 細目	平成18年4月1日 実施細目:平成18年4月1日	学校法人駒場学園	災対地域本部(北沢)	〃	〃
171	〃	避難所施設利用に関する協定 同実施 細目	平成23年12月12日	学校法人大東学園	災対地域本部(砧)	〃	〃
172	〃	避難所施設利用に関する協定書 同実 施細目	平成24年12月14日(同実施細目)	学校法人調布学園	災対地域本部(玉川)	〃	〃
173	〃	避難所施設利用に関する協定 同実施 細目	平成27年3月30日 実施細目:平成27年7月1日	駒澤大学高等学校	災対地域本部(玉川)	〃	〃
174	〃	避難所施設利用に関する協定 同実施 細目	平成27年10月23日 実施細目:平成27年10月23日	専修学校日本菓子専 門学校	災対地域本部(玉川)	131	671
175	〃	避難所施設利用に関する協定 同実施 細目	平成19年10月26日	学校法人国際聖マリア 学園 セント・メリーズ・ インターナショナル・ス クール	災対地域本部(玉川)	132	673
176	〃	障害者等を対象とした避難所施設利用 に関する協定書	平成11年11月1日(平成25年5月31日再 締結、令和2年9月1日再締結)	都立光明学園	災対保健福祉部	133	675
177	〃	障害者等を対象とした避難所施設利用 に関する協定書	平成11年11月1日(平成25年5月31日再 締結、令和2年9月1日再締結)	都立青島特別支援学 校	災対保健福祉部	〃	〃
178	〃	障害者等を対象とした避難所施設利用 に関する協定書	平成11年11月1日(平成22年4月1日再 締結)	都立久我山青光学園	災対保健福祉部	〃	〃
179	〃	指定緊急避難場所等施設利用に関する 協定書	令和2年10月12日	都立園芸高等学校	災対地域本部(玉川)	134	677
180	〃	避難所の開設に関する協定	平成26年2月12日	佼成学園女子中学高 等学校	災対地域本部(烏山)	135	680
181	〃	避難所の開設に関する協定	平成26年10月23日(令和5年4月1日改 定)	サレジオ国際学園世 田谷中学高等学校	災対地域本部(砧)	136	682
182	〃	避難所の開設に関する協定	平成31年3月27日	玉川聖学院中等部・高 等部	災対地域本部(玉川)	137	684
183	〃	災害時における協力等に関する協定書	平成27年3月31日	世田谷ボランティア協 会、日本体育大学	災対保健福祉部	138	686
184	〃	学校法人東邦大学と世田谷区の連携・ 協力に関する協定書	平成29年1月28日	東邦大学	災対統括部 災対保健福祉部、災対医療衛 生部	139	688
185	〃	災害時における協力等に関する協定書	平成28年7月26日	学校法人国士館、世田 谷ボランティア協会	災対地域本部(世田谷)	140	689
186	〃	災害時における協力等に関する協定書	平成28年7月29日	学校法人昭和女子大 学、世田谷ボランティア 協会	災対保健福祉部	141	691
187	〃	災害時における協力等に関する協定書	平成29年6月23日	学校法人二階堂学園、 世田谷ボランティア協 会	災対保健福祉部	142	693
188	〃	災害時における協力等に関する協定書	平成29年7月14日	日本大学商学部、世田 谷ボランティア協会	災対保健福祉部	143	695
189	〃	災害時における協力態勢に関する協定 書	平成26年3月1日	都立園芸高等学校	災対地域本部(玉川) 災対統括部	144	697
190	〃	指定緊急避難場所等施設利用に関する 協定書	令和3年8月25日	東京都立深沢高等学 校	災対地域本部(玉川)	145	698
191	〃	災害時及び新型コロナウイルス等感染 症対応における保健所との協力体制に 関する協定	令和4年1月7日	学校法人国士館	災対医療衛生部	146	701
192	〃	災害時及び新型コロナウイルス等感染 症対応における保健所との協力体制に 関する協定実施細目	令和4年1月7日	学校法人国士館	災対医療衛生部	147	703
193	〃	災害時及び新型コロナウイルス等感染 症対応における保健所との協力体制に 関する協定	令和4年1月7日	日本体育大学	災対医療衛生部	148	705
194	〃	災害時及び新型コロナウイルス等感染 症対応における保健所との協力体制に 関する協定実施細目	令和4年1月7日	日本体育大学	災対医療衛生部	149	707
195	施設・用地の提供(民 間・社福等) ①福祉避難所	災害時における被災住民の避難に関 する相互応援協定	平成11年8月2日(平成20年4月1日改定・ 平成24年8月改定)	社会福祉法人世田谷 区社会福祉事業団	災対保健福祉部	150	709
196	〃	災害時における被災住民の避難に関 する相互応援協定	平成16年6月30日	社会福祉法人正吉福 祉会	災対保健福祉部	〃	〃
197	〃	災害時における被災住民の避難に関 する相互応援協定	平成18年11月7日	公益財団法人世田谷 区保健センター	災対保健福祉部	〃	〃
198	〃	災害時における被災住民の避難に関 する相互応援協定	平成18年2月28日(平成29年8月1日改 定)	社会福祉法人老後を幸 せにする会	災対保健福祉部	〃	〃
199	〃	災害時における被災住民の避難に関 する相互応援協定	平成18年3月23日	社会福祉法人南山会	災対保健福祉部	〃	〃
200	〃	災害時における被災住民の避難に関 する相互応援協定	平成18年3月28日	社会福祉法人日本フレ ンズ奉仕団	災対保健福祉部	〃	〃
201	〃	災害時における被災住民の避難に関 する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人東京有 隣会	災対保健福祉部	〃	〃
202	〃	災害時における被災住民の避難に関 する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人康和会	災対保健福祉部	〃	〃
203	〃	災害時における被災住民の避難に関 する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人古木会	災対保健福祉部	〃	〃
204	〃	災害時における被災住民の避難に関 する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人友愛十 字会(高齢者施設)	災対保健福祉部	〃	〃
205	〃	災害時における被災住民の避難に関 する相互応援協定	平成18年11月7日(平成25年1月1日改 定)	社会福祉法人友愛十 字会(障害者施設)	災対保健福祉部	〃	〃
206	〃	災害時における被災住民の避難に関 する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人敬心福 祉会	災対保健福祉部	〃	〃
207	〃	災害時における被災住民の避難に関 する相互応援協定	平成18年11月7日(平成30年12月1日改 定、令和5年12月1日改定)	社会福祉法人奉優会	災対保健福祉部	〃	〃
208	〃	災害時における被災住民の避難に関 する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人敬寿会	災対保健福祉部	〃	〃
209	〃	災害時における被災住民の避難に関 する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人寿心会	災対保健福祉部	〃	〃
210	〃	災害時における被災住民の避難に関 する相互応援協定	平成18年11月7日(令和2年10月1日改 定、令和6年4月30日改定)	社会福祉法人大三島 育徳会(高齢者施設)	災対保健福祉部	〃	〃
211	〃	災害時における被災住民の避難に関 する相互応援協定	平成18年11月7日	社会福祉法人大三島 育徳会(障害者施設)	災対保健福祉部	〃	〃

番号	分類	協定名	締結 年月日	団体名	所管災対部 (災害時に 要請等を行う災対部)	資料 番号	頁
212	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日(平成25年1月1日改定、令和2年2月1日改定)	社会福祉法人泉会	災対保健福祉部	"	"
213	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日(平成23年11月1日改定)	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	災対保健福祉部	"	"
214	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日(平成19年11月1日改定、平成20年4月1日改定、平成24年4月1日改定)	社会福祉法人武蔵野会	災対保健福祉部	"	"
215	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日(平成25年1月1日改定)	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会	災対保健福祉部	"	"
216	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日(平成24年11月1日改定)	社会福祉法人せたがや榎の木会	災対保健福祉部	"	"
217	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成18年11月7日(令和2年2月1日改定)	労働者協働組合ワークスコープ・センター事業団	災対保健福祉部	"	"
218	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成23年4月1日	社会福祉法人七日会	災対保健福祉部	"	"
219	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成24年4月25日	株式会社東急イーライフデザイン	災対保健福祉部	"	"
220	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成24年5月31日	株式会社東急イーライフデザイン	災対保健福祉部	"	"
221	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成29年12月7日	株式会社東急イーライフデザイン	災対保健福祉部	"	"
222	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成24年10月11日	株式会社アライブメディア	災対保健福祉部	"	"
223	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成24年11月1日	特定非営利活動法人せたがや白梅	災対保健福祉部	"	"
224	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成24年11月1日	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	災対保健福祉部	"	"
225	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成24年12月1日	株式会社ツクイ	災対保健福祉部	"	"
226	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成25年1月1日	社会福祉法人嬉泉	災対保健福祉部	"	"
227	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成25年1月1日	社会福祉法人はる	災対保健福祉部	"	"
228	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成25年1月1日	社会福祉法人藍	災対保健福祉部	"	"
229	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成25年7月10日(平成29年2月1日、平成30年6月1日改定)	株式会社ニチイケアバレス	災対保健福祉部	"	"
230	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成26年12月1日	社会福祉法人緑風会	災対保健福祉部	"	"
231	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成27年8月1日(平成30年10月1日改定)	株式会社ベネッセスタイルケア	災対保健福祉部	"	"
232	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成28年3月1日	株式会社ソラストケア	災対保健福祉部	"	"
233	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成29年4月1日	株式会社ジヴィエク	災対保健福祉部	"	"
234	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成29年9月1日(令和2年4月1日、令和3年7月1日改定)	シマダリビングパートナーズ株式会社	災対保健福祉部	"	"
235	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成29年10月1日	社会福祉法人青藍会	災対保健福祉部	"	"
236	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成30年1月1日	東急ウェルネス株式会社	災対保健福祉部	"	"
237	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成30年5月1日(令和3年2月1日改定)	株式会社サンケイビルウェルケア	災対保健福祉部	"	"
238	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成30年9月1日	NPO法人はあとせたがや	災対保健福祉部	"	"
239	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	平成30年9月1日	社会福祉法人楽晴会	災対保健福祉部	"	"
240	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和元年5月1日	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	災対保健福祉部	"	"
241	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和元年8月1日	社会福祉法人恵神会	災対保健福祉部	"	"
242	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和元年11月1日	一般財団法人脳神経疾患研究所	災対保健福祉部	"	"
243	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和元年11月1日	社会福祉法人常盤会	災対保健福祉部	"	"
244	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和元年11月1日	社会福祉法人南東北福祉事業団	災対保健福祉部	"	"
245	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和2年1月1日	社会福祉法人さわやか会	災対保健福祉部	"	"
246	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和2年1月1日	社会福祉法人ケアネット	災対保健福祉部	"	"
247	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和2年2月1日	社会福祉法人緑樹会	災対保健福祉部	"	"
248	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和2年3月1日	社会福祉法人いたるセンター	災対保健福祉部	"	"
249	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定書	令和3年7月1日	株式会社 木下の介護	災対保健福祉部	"	"
250	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和4年9月1日	社会福祉法人愛あい会	災対保健福祉部	"	"
251	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和6年1月31日	社会福祉法人 夢のみずうみ村	災対保健福祉部	"	"
252	"	災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定	令和6年5月1日	HITOWAケアサービス株式会社	災対保健福祉部	"	"
253	施設・用地の提供(民間・社福等) ②そのほか	災害時における生産緑地の活用と協力に関する協定	平成12年1月27日	東京中央農業協同組合	災対区民支援部	151	715
254	"	災害時における生産緑地の活用と協力に関する協定	平成12年1月27日	世田谷目黒農業協同組合	災対区民支援部	"	"

番号	分類	協定名	締結 年月日	団体名	所管災対部 (災害時に 要請を行う災対部)	資料 番号	頁
255	〃	災害発生時における世田谷区と世田谷区内郵便局の協力に関する協定書	令和2年6月19日	日本郵便株式会社 世田谷郵便局・千歳郵便局・成城郵便局・玉川郵便局・東京都西南部地区連絡会地区統括局長	災対地域本部(世田谷) 災対物資管理部 災対統括部	152	717
256	〃	災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定書	令和2年6月19日	日本郵便株式会社 世田谷郵便局	災対地域本部(世田谷)	153	720
257	〃	避難所施設利用に関する協定	平成26年6月1日	日本郵政株式会社 宿泊事業部	災対地域本部(砧)	154	722
258	〃	避難所としての施設利用及び避難所運営に関する協定 同実施細目	令和2年3月19日 実施細目: 令和2年3月19日	宗教法人北澤八幡神社・代沢中町会	災対地域本部(北沢)	155・ 156	724
259	〃	災害時における世田谷区立世田谷美術館の利用に関する覚書	平成10年8月24日	公益財団法人せたがや文化財団	災対地域本部(砧)	157	727
260	〃	災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書	平成26年1月24日	東洋ドライループ株式会社	災対地域本部(北沢)	158	729
261	〃	災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目	平成29年12月19日	株式会社ティップネス 喜多見店	災対地域本部(砧)	159・ 160	731
262	〃	災害時の協力態勢に関する協定書	平成26年5月30日	東京中央農業協同組合	災対地域本部(烏山)	161	734
263	〃	災害時における児童等の一時預かりの協力に関する相互応援協定	平成28年1月27日	社会福祉法人東京育成園	災対保健福祉部、災対地域本部(世田谷)	162	736
264	〃	水害等の発生時等における施設の利用に関する協定書	平成28年2月23日	宗教法人水川神社	災対地域本部(砧)	163	738
265	〃	災害時における協力体制に関する協定書 同実施細目	平成28年3月31日	株式会社ルネサンス	災対地域本部(世田谷)	164	740
266	〃	災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書	平成28年3月31日	二子玉川ライズ協議会	災対玉川地域本部	165	742
267	〃	災害時等における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定書	令和6年3月6日	トヨタモビリティ東京株式会社	災対地域本部(世田谷) 災対地域本部(玉川) 災対地域本部(砧) 災対地域本部(烏山)	166	744
268	〃	災害時等における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定	令和3年10月15日	学校法人和光学園 和光小学校	災対地域本部(世田谷)	167	748
269	〃	自家用車庫中における一時避難施設利用に関する協定	令和3年4月9日	株式会社ニトリ	災対地域本部(玉川)	168	752
270	〃	災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定	令和4年3月10日	東神開発株式会社	災対地域本部(玉川)	169	755
271	〃	災害発生時における帰宅困難者の受入れの協力に関する協定	令和3年10月28日	社会福祉法人康和会 久我山園	災対地域本部(烏山)	170	757
272	要援護者支援(町会・自治会)	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年3月19日	鎌田南睦会	災対地域本部(砧)	171	759
273	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年3月19日	八幡山町会	災対地域本部(烏山)	〃	〃
274	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年3月19日	北沢4丁目町会	災対地域本部(北沢)	〃	〃
275	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年3月28日	奥沢交和会	災対地域本部(玉川)	〃	〃
276	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年3月28日	尾山台3丁目町会	災対地域本部(玉川)	〃	〃
277	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年4月2日	北沢2丁目協和会	災対地域本部(北沢)	〃	〃
278	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年6月8日	下馬2丁目北町会	災対地域本部(世田谷)	〃	〃
279	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年6月25日	桜丘1丁目町会	災対地域本部(世田谷)	〃	〃
280	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年8月15日	下馬5丁目町会	災対地域本部(世田谷)	〃	〃
281	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年9月21日	千駄山町会	災対地域本部(烏山)	〃	〃
282	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成19年11月21日	世田谷2丁目町会	災対地域本部(世田谷)	〃	〃
283	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成20年3月26日	下代田西町会	災対地域本部(北沢)	〃	〃
284	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成20年3月26日	桜上水5丁目自治会	災対地域本部(北沢)	〃	〃
285	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成20年5月13日	上馬・駒沢明和会	災対地域本部(世田谷)	〃	〃
286	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成20年6月19日	大蔵住宅自治会	災対地域本部(砧)	〃	〃
287	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成20年9月8日	野沢3丁目町会	災対地域本部(世田谷)	〃	〃
288	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成20年12月10日	宮坂1・2丁目町会	災対地域本部(世田谷)	〃	〃
289	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成20年12月19日	等々力三和会	災対地域本部(玉川)	〃	〃
290	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年3月16日	祖師谷橋自治会	災対地域本部(烏山)	〃	〃
291	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年3月19日	成城団地自治会	災対地域本部(砧)	〃	〃
292	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年3月26日	北沢5丁目町会	災対地域本部(北沢)	〃	〃
293	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年3月26日	豪徳寺1丁目山下自治会	災対地域本部(北沢)	〃	〃
294	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年3月26日	松原2丁目町会	災対地域本部(北沢)	〃	〃
295	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年6月1日	玉川田園調布会	災対地域本部(玉川)	〃	〃
296	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年6月1日	協和会	災対地域本部(玉川)	〃	〃
297	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年6月1日	玉堤町会	災対地域本部(玉川)	〃	〃
298	〃	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年6月1日	上野毛町会	災対地域本部(玉川)	〃	〃

番号	分類	協定名	締結 年月日	団体名	所管災対部 (災害時に 要請を行う災対部)	資料 番号	頁
299	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年6月1日	桜新町親和会	災対地域本部(玉川)	"	"
300	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年7月15日	祖師谷3丁目南町会	災対地域本部(砧)	"	"
301	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年7月16日	藤自治会	災対地域本部(砧)	"	"
302	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年7月16日	フレール西経堂自治会	災対地域本部(砧)	"	"
303	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年10月20日	上馬北部町会	災対地域本部(世田谷)	"	"
304	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年11月10日	野沢2丁目町会	災対地域本部(世田谷)	"	"
305	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年8月5日	赤堤1丁目町会	災対地域本部(北沢)	"	"
306	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年8月5日	大原北町会	災対地域本部(北沢)	"	"
307	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年8月5日	根津山会	災対地域本部(北沢)	"	"
308	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年12月2日	代田自治会	災対地域本部(北沢)	"	"
309	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成21年12月16日	宮坂3丁目町会	災対地域本部(世田谷)	"	"
310	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成22年1月26日	等々力6丁目町会	災対地域本部(玉川)	"	"
311	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成22年5月13日	太子堂本町会	災対地域本部(世田谷)	"	"
312	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成22年8月12日	宇奈根町会	災対地域本部(砧)	"	"
313	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成22年9月1日	太子堂下ノ谷町会	災対地域本部(世田谷)	"	"
314	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成22年12月21日	上北沢町会	災対地域本部(烏山)	"	"
315	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成23年1月13日	尾山台自治会	災対地域本部(玉川)	"	"
316	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成23年3月25日	親和会	災対地域本部(烏山)	"	"
317	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成23年3月30日	梅丘1丁目町会	災対地域本部(北沢)	"	"
318	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成23年9月2日	太子堂4丁目西山町会	災対地域本部(世田谷)	"	"
319	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成23年10月19日	若林町会	災対地域本部(世田谷)	"	"
320	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成23年10月24日	深友会	災対地域本部(玉川)	"	"
321	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成23年11月25日	下代田東町会	災対地域本部(北沢)	"	"
322	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成23年12月6日	豪徳寺1丁目町会	災対地域本部(北沢)	"	"
323	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成23年12月13日	祖師谷住宅自治会	災対地域本部(砧)	"	"
324	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成23年12月20日	玉川町会	災対地域本部(玉川)	"	"
325	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年1月13日	梅丘2・3丁目町会	災対地域本部(北沢)	"	"
326	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年1月30日	喜多見中部町会	災対地域本部(砧)	"	"
327	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年2月1日	太子堂2丁目大塚町会	災対地域本部(世田谷)	"	"
328	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年2月3日	太子堂三軒茶屋町会	災対地域本部(世田谷)	"	"
329	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年3月30日	豪徳寺2丁目町会	災対地域本部(北沢)	"	"
330	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年5月31日	代沢中町会	災対地域本部(北沢)	"	"
331	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年6月5日	希望ヶ丘団地自治会	災対地域本部(砧)	"	"
332	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年6月25日	代沢2丁目北町会	災対地域本部(北沢)	"	"
333	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年8月1日	池尻団地自治会	災対地域本部(世田谷)	"	"
334	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年8月3日	祖師谷第2自治会	災対地域本部(砧)	"	"
335	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年10月1日	祖師谷千歳台自治会	災対地域本部(砧)	"	"
336	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成24年11月25日	上馬東町会	災対地域本部(世田谷)	"	"
337	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成25年2月28日	千歳台睦町会	災対地域本部(砧)	"	"
338	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成25年2月28日	代沢5丁目町会	災対地域本部(北沢)	"	"
339	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成25年3月28日	代沢5丁目東町会	災対地域本部(北沢)	"	"
340	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成25年3月28日	代沢4丁目西町会	災対地域本部(北沢)	"	"
341	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成25年10月23日	三軒茶屋町会	災対地域本部(世田谷)	"	"
342	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成26年1月16日	船橋4丁目住宅自治会	災対地域本部(砧)	"	"
343	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成26年3月12日	上北沢1丁目自治会	災対地域本部(烏山)	"	"
344	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成26年3月12日	都営八幡山アパート自治会	災対地域本部(烏山)	"	"
345	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成26年9月6日	馬事公苑前ハイム管理組合	災対地域本部(玉川)	"	"
346	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成26年12月25日	松原1丁目町会	災対地域本部(北沢)	"	"

番号	分類	協定名	締結 年月日	団体名	所管災対部 (災害時に 要請等を行う災対部)	資料 番号	頁
347	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成26年12月25日	松原5・6丁目自治会	災対地域本部(北沢)	"	"
348	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成27年9月4日	桜上水2丁目町会	災対地域本部(北沢)	"	"
349	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成27年6月4日	石井戸会	災対地域本部(砧)	"	"
350	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成27年10月21日	北沢2丁目南町会	災対地域本部(北沢)	"	"
351	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成27年10月21日	北沢3・4丁目西町会	災対地域本部(北沢)	"	"
352	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成28年2月8日	北沢1丁目町会	災対地域本部(北沢)	"	"
353	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成28年3月16日	松原3・4丁目自治会	災対地域本部(北沢)	"	"
354	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成28年9月9日	代田南町会	災対地域本部(北沢)	"	"
355	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成28年11月7日	あやめ会	災対地域本部(烏山)	"	"
356	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成28年11月7日	パークアベニュー芦花公園自治会	災対地域本部(烏山)	"	"
357	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成28年12月27日	児ヶ谷会	災対地域本部(烏山)	"	"
358	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成29年3月1日	喜多見北部町会	災対地域本部(砧)	"	"
359	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成29年3月9日	烏山北住宅自治会	災対地域本部(烏山)	"	"
360	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成29年7月19日	池尻西町会	災対地域本部(世田谷)	"	"
361	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成29年7月13日	千歳台南会	災対地域本部(砧)	"	"
362	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成30年5月23日	北沢中央自治会	災対地域本部(北沢)	"	"
363	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成30年11月5日	給田西住宅管理組合	災対地域本部(烏山)	"	"
364	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成30年11月13日	桜上水1丁目町会	災対地域本部(北沢)	"	"
365	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	平成31年2月4日	下馬6丁目町会	災対地域本部(世田谷)	"	"
366	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	令和元年9月25日	都営桜上水3丁目ア パート自治会	災対地域本部(北沢)	"	"
367	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	令和2年2月18日	下馬新生自治会	災対地域本部(世田谷)	"	"
368	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	令和2年2月18日	野沢1丁目明朗会	災対地域本部(世田谷)	"	"
369	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	令和3年2月12日	桜丘南町会	災対地域本部(世田谷)	"	"
370	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	令和3年9月1日	上馬西町会	災対地域本部(世田谷)	"	"
371	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	令和3年12月2日	三宿自治会	災対地域本部(世田谷)	"	"
372	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	令和4年12月6日	赤堤5丁目町会	災対地域本部(北沢)	"	"
373	"	避難行動要支援者の支援に関する協定書(標準協定書)	令和5年8月31日	赤堤4丁目町会	災対地域本部(北沢)	"	"